

長浜市森づくり計画 (長浜市森林整備計画)

令和7年(2025年)3月樹立

計画期間
自 令和 7年(2025年)4月 1日
至 令和17年(2035年)3月31日



ま え が き

長浜市の森林は、水源涵養をはじめ、山地災害防止・土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産といった森林の有する多面的機能の発揮を通じて、市民生活に欠くことができない様々な恩恵をもたらしています。

本市の森林は、近畿1,450万人の水利用を支える琵琶湖の貴重な水源林としての役割が大きく、森、川、里、湖のつながりにおいて一体となった生態系、自然界の循環等に育まれた琵琶湖や人々の暮らしと切り離すことができない、何ものにも代えがたい貴重な財産です。

これらの機能を有する森林には、木材や林産物等を活用した地域経済の活性化のほか、新たな観光振興や心身の癒しの場、子ども達の環境学習・体験の場としての役割も高まっています。

その一方で、起伏に富んだ森林は、急峻な地形や複雑な地質構造で構成され、土砂災害など幾多の自然災害発生地となっており、特に近年では梅雨や台風等による局地的な豪雨の頻発等により、甚大な災害が発生しています。

このような背景のもと、山地災害から市民生活の安全・安心を確保するため、「森林の土砂災害防止機能」を高度に発揮させ、防災機能の強化を図ることが求められています。

近年の本市の森林・林業は、ライフスタイルの変化や木材輸入の増加、林業従事者の減少をはじめ、山村地域の過疎化・高齢化の進行等に伴い、里山林の活用や人工林等の保全活動が停滞し、適切に管理されずに放置された森林が多く見られるようになりました。

こうした状態が続くと、今後、森林の有する多面的機能が損なわれ、市民生活にマイナスの影響をもたらすことが懸念されます。

このようなことから、森林の有する多面的機能を改めて広く市民にご理解いただくとともに、適正な森林の整備・管理による森林資源の循環に向けて、林業従事者の確保と効率的な施業による素材生産量の増加、森林づくり団体数の増加を目指し、森林の多面的機能が持続的に発揮され、防災・減災対策が計画的に進捗し、山村地域の活性化や、多面的機能が将来にわたって持続的に発揮されるよう、緑豊かな森林を守り、育て、活かし、人々の暮らしを支えるかけがえのない長浜市の森林を健全な姿で引き継いでいくため長浜市森づくり計画を策定するものです。

— 目 次 —

第 1	長浜市森づくり計画の考え方	1
1.	計画の位置づけ	2
2.	計画の見直しの経過	3
3.	計画期間	3
第 2	森林・林業を取り巻く現状と課題	4
1.	国および県の動き	5
2.	長浜市の現状と課題	11
第 3	森林づくりの方向性と基本施策	16
1.	森林づくりの方向性	17
2.	基本施策	20
(1)	市民の安全・安心を守る森林づくり	20
(2)	森林の魅力の発信と次代の森林を支える人づくり	24
(3)	効率的な木材生産と森林資源の利用拡大	31
(4)	多様な主体による森林づくり	44
第 4	森林整備に関する事項（森林整備計画）	48
1.	森林の整備および保全に関する基本的な事項	49
2.	森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	53
3.	造林に関する事項	62
4.	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐および保育の標準的な方法 その他間伐および保育の基準	69
5.	公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	72
6.	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	77
7.	委託を受けて行う森林の施業または経営の実施、その他森林施業の 合理化に関する事項	82
8.	森林施業の共同化の促進に関する事項	84
9.	森林の保護に関する事項	85
10.	その他森林整備の方法に関し必要な事項	88
	参考資料	92
	用語集	98

第 1 長浜市森づくり計画の考え方

1. 計画の位置づけ
2. 計画の見直しの経過
3. 計画期間

■ 第1 長浜市森づくり計画の考え方

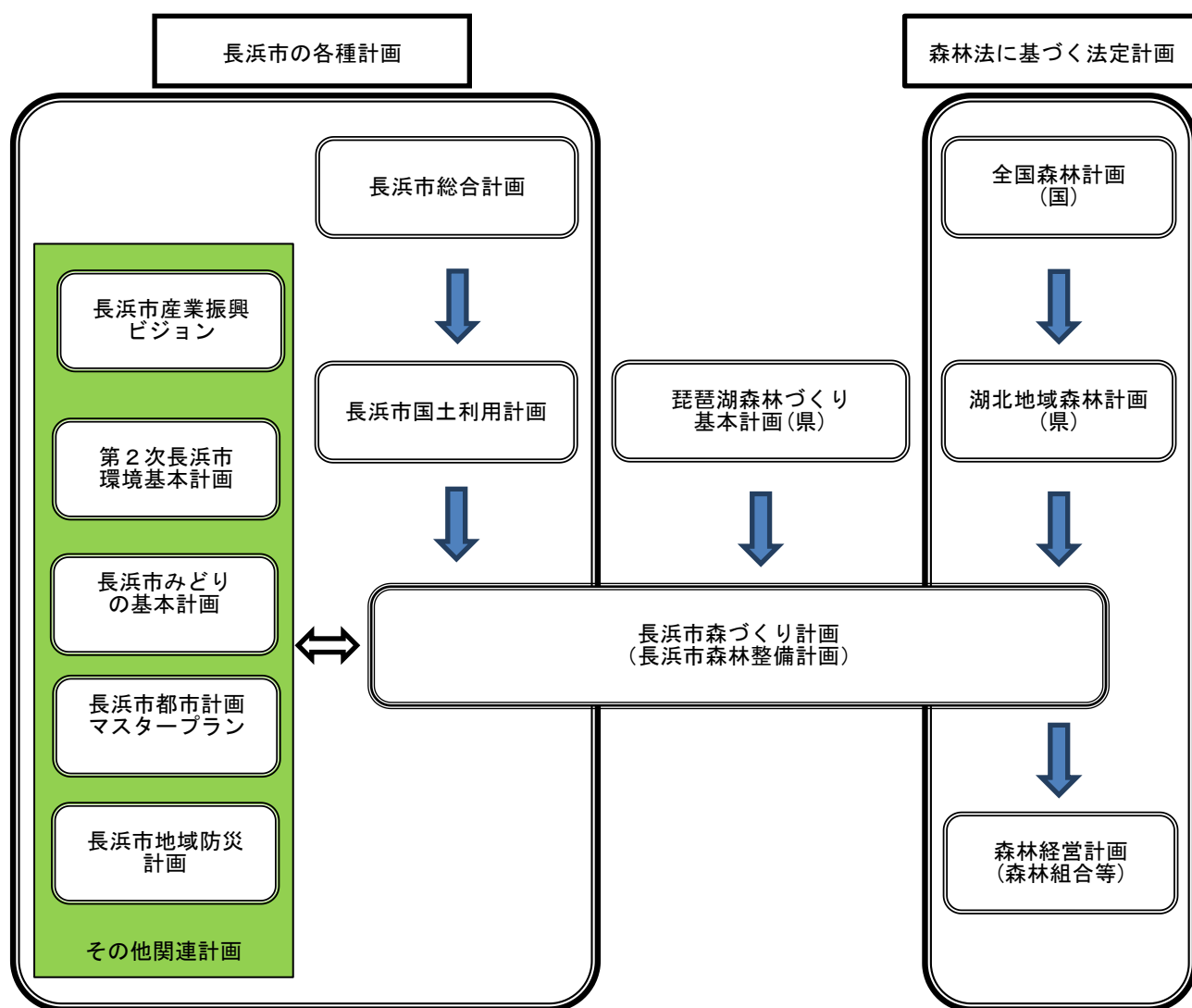
1. 計画の位置づけ

『長浜市森づくり計画』は、本市の森林・林業の目指す姿や基本施策を明確にし、市民の皆さんと行政が一体となって、本市の森林・林業施策を推進するための総合計画です。

計画の策定に当たって、上位計画である本市の将来像等を示した『長浜市総合計画』、市土の発展を見据えた適正な土地利用を促進する『長浜市国土利用計画』のほか、森林・林業に関する各種計画との整合を図っています。

また、この計画は、森林法第10条の5に基づく、造林から伐採までの森林施業に関する技術基準等を示した法定計画としても位置づけています。

〔計画の体系〕



■ 第1 長浜市森づくり計画の考え方

2. 計画の見直しの経過

●令和2年（2020年）4月

法定計画として5年ごとに計画をたてることとなっており、社会情勢の変化やこれまでの進捗状況や課題等を整理し、見直しました。

●令和4年（2022年）4月

国において「森林・林業基本計画」が新たに策定されるとともに「全国森林計画」が変更されたことを受け、「湖北地域森林計画」の改定内容と整合を図りつつ、合わせて本市森林ディレクション審議会での審議を踏まえ、見直しました。

●令和5年（2023年）4月

「特に効率的な施業可能な森林」を追加で設定し、公益的機能別森林の区域を見直しました。

●令和7年（2025年）4月

法定計画として5年ごとに計画をたてることとなっており、社会情勢の変化やこれまでの進捗状況や課題等を整理し、計画書の構成および内容について見直しました。

3. 計画期間

令和7年（2025年）4月から令和17年（2035年）3月まで
＜令和7年3月樹立＞



菅山寺（長浜市余呉町）

第2 森林・林業を取り巻く現状と課題

1. 国および県の動き
2. 長浜市の現状と課題

1. 国および県の動き

(1) 気候変動による自然災害の頻発

近年の気候変動により、短時間強雨の年間発生回数が増加するなど降水形態が変化し、山地災害を誘発するような極端な降水が発生しています。激甚な山地災害と洪水をもたらした「令和2年7月豪雨」を含む令和2年7月上旬においては、1時間降水量が50mm以上となる発生回数が82回と旬ごとの値としては過去最多となりました。

また、令和4年8月4日から5日にかけて、長浜市と福井県境を中心に時間雨量約90mmの大雨があり、高時川流域に大きな被害をもたらしました。

全国の多くの地域で山腹崩壊や風倒木被害が頻繁に発生しており、治山事業や森林整備事業等による被害個所の早期復旧や保安林指定等、事前防災・減災に向けた取組が必要になっています。

(2) 地球温暖化と森林の重要性

地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図る「地球温暖化対策計画」の改定が令和3年(2021年)10月に閣議決定され、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、令和12年度(2030年)の日本の温室効果ガス排出削減目標を引き上げ、平成25年度(2013年)比46%削減を目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けることとしています。

森林吸収量についても目標を従来の2.0%から2.7%に引き上げられ、今後とも森林吸収源対策が引き続き重要な役割を果たしていくことが期待されています。

森林吸収源対策による削減目標の達成のためには、森林・林業基本計画等に基づき、適切な間伐の実施等の取組に加え、森林資源の循環利用の確立を図り炭素を貯蔵する木材の利用を拡大しつつ、エリートツリー等の再造林等により成長の旺盛な若い森林を確実に造成していくことが重要であり、地方公共団体、森林所有者、民間の事業者、国民など各主体の協力を得つつ、取組を進めていくこととされています。

以上のことから、引き続き森林整備を通じた森林吸収源対策等の取組を着実に進める必要があります。

トピックス 1

◆持続可能な開発目標（SDGs）

平成27年（2015年）9月の国連サミットにおいて、国際社会共通の目標としてSDGsが採択されました。

SDGsは、日本を含めた世界全体の持続可能な開発目標であり、17の目標、169のターゲットから構成されています。森林のもつ多面的機能は、SDGsの目標15「陸の豊かさを守ろう」を始め、水源涵養機能は目標6「安全な水とトイレを世界中に」、土砂災害防止機能は目標11「住み続けられるまちづくりを」に関連するなど、森林はSDGsの多くに関連するとともに、ターゲットとして、持続可能な森林経営の実施を促進し、世界全体での新規植林や再植林を大幅に増加させることが盛り込まれています。

我が国の森林の循環利用とSDGsとの関係

- 森林そのものが様々なSDGsに貢献。さらに森林資源・森林空間の利用を通じ、様々なSDGsに貢献。
- これらの利用は、林業・木材産業を通じ、森林の整備・保全に還元されるという大きな循環につながっている。



注1：アイコンの下文言は、期待される主な効果等を記載したものであり、各ゴールの解説ではない。

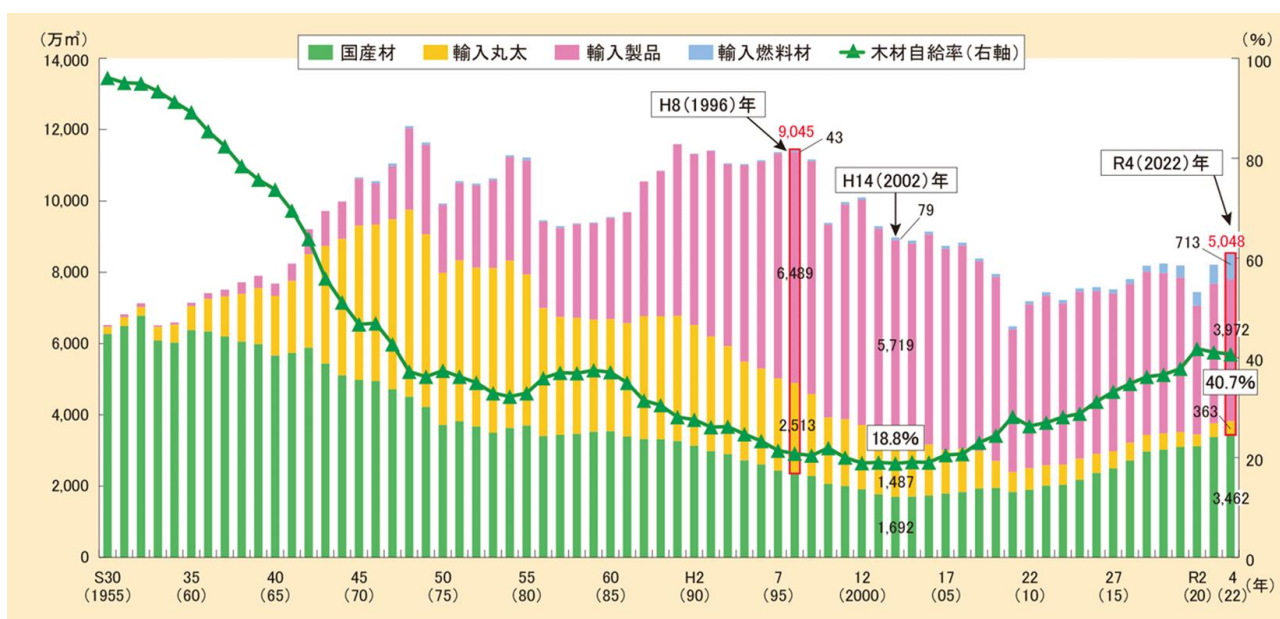
注2：このほか、ゴール1は森林に依存する人々の極度の貧困の撲滅、ゴール10は森林を利用する権利の保障、ゴール16は持続可能な森林経営を実施するためのガバナンスの枠組みの促進等に関連する。ここに記載していない効果も含め、更にSDGsへの寄与が広がることが期待される。

出典：「SDGs と森林・林業・木材産業の関係性」（農林水産省）

■ 第2 森林・林業を取り巻く現状と課題

(3) 日本の木材自給率

日本の木材自給率は、国産材供給の減少と、木材輸入の増加により低下を続け、平成14年(2002年)には18.8%まで低下しましたが、最近では人工林資源の充実や技術革新等による国産材利用の増加等により、令和4年(2022年)は、日本の木材自給率は40.7%まで上昇しました。



出典：林野庁「令和6年版森林・林業白書」

■ 第2 森林・林業を取り巻く現状と課題

(4) 国の森林・林業の目指す方向

令和3年(2021年)6月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画では、新技術を活用して伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」に取り組み、林業・木材生産の持続性を高めながら成長発展させることで、2050年カーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」を実現していくこととしています。



出典：林野庁「令和6年版森林・林業白書」

■ 第2 森林・林業を取り巻く現状と課題

(5) 滋賀県の森林・林業の目指す方向

滋賀県では、平成16年（2004年）に『琵琶湖森林づくり条例』を施行し、この条例に基づき『琵琶湖森林づくり基本計画（第1期：平成17～令和2年度）』が策定されました。

令和3年（2021年）3月には、第1期計画の取組や対応すべき課題を踏まえ、顕在化してきた新たな課題とその解決に向けた施策を実施するため見直しが行われ、第2期（令和3～12年度（令和5年11月改定））が策定されました。

○琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の概要

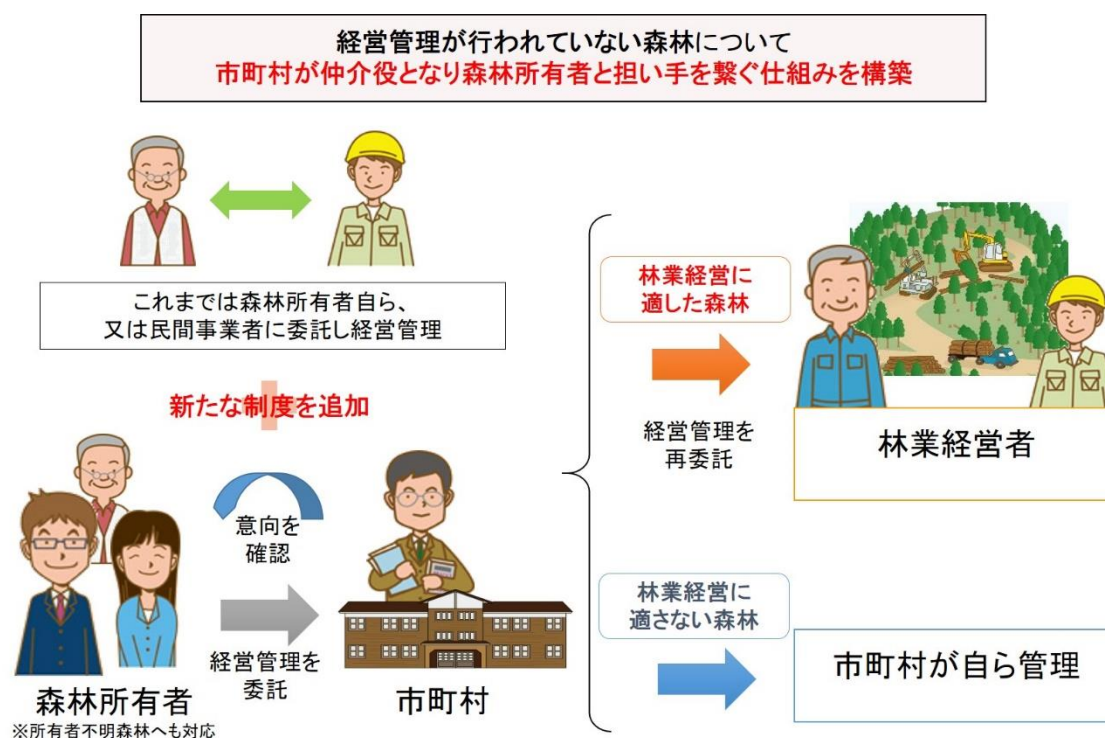
目指す森林づくりの方向	
【基本方向】	琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進
【基本方針】	琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり
【基本方針に基づく施策の考え方】	
100年後の目指す姿を見据えた施策の考え方を規定	
方針1 森林づくり	多面的機能の発揮のため「環境林」と「循環林」を組み合わせた森林づくりを推進
方針2 地域づくり	県民の理解と参加を促し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に推進
方針3 産業づくり	川上から川下に至る林業・木材産業の活性化を促進
方針4 人づくり	担い手の確保・育成および次代を担う子どもたちへの森林環境学習や木育を推進
【基本施策】	
施策1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり	
①適切なゾーニングに基づく森林づくりの推進	
②災害に強い森林づくりの推進	
③生物多様性の保全	
施策2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり	
①多様な主体による森林づくりの推進	
②森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進	
施策3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化	
①活力ある林業生産の推進	
②県産材の加工・流通体制の整備	
③あらゆる用途への県産材の活用	
④ICT等を活用した林業・木材産業の競争力強化	
施策4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり	
①林業の担い手の確保・育成	
②次代の森林づくりを担う人々の理解の醸成	

トピックス 2

◆森林経営管理制度

平成31年4月より「森林経営管理制度」がスタートしました。「森林経営管理制度」とは、手入れの行き届いていない森林について意向調査により、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は市町村が公的に管理する制度です。

この制度により放置された森林が活用されることで、土砂災害等の発生リスクの軽減や地域の活性化が図られ、市民の皆様の安心・安全につながる効果が期待されています。



森林所有者	○ 市町村が介在してくれることにより、長期的に安心して所有森林を任せられる。 ○ 林業経営者が、所有森林の経営管理を行うことにより、所有森林からの収益の確保が期待できる。
地域の林業経営者	○ 多数の所有者と長期かつ一括した契約が可能となり、経営規模や雇用の安定・拡大につながる。 ○ これまで手がつけられなかった所有者不明森林も整備が出来るようになり、間伐等の施業や路網の整備が効率的に実施できる。
市町村（地域全体）	○ 地域の森林所有者の所在や意向を確認することにより、行政上必要な基本情報を整理できる。 ○ 林業経営が可能であるにもかかわらず、経営管理されずに放置されていた森林が経済ベースで活用され、地域経済の活性化に寄与。 ○ 間伐手遅れ林の解消や伐採後の再生林が促進され、土砂災害等の発生リスクが低減し、地域住民の安全・安心に寄与。

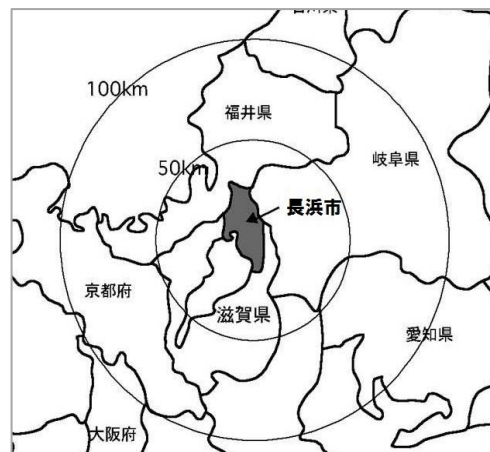
出典：農林水産省 Web サイト

<https://www.rinya.maff.go.jp/j/keikaku/keieikanri/attach/pdf/sinrinkeieikanri>

2. 長浜市の現状と課題

(1) 長浜市の概況

本市は、滋賀県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接しています。市の東部には、県下第2位の標高を誇る金糞岳（1,317m）があり、南に下ると七尾山につながり、さらに南には、横山丘陵があります。また、金糞岳から東北部には、土倉岳、三国岳、横山岳等の千m級の山々が連なります。



長浜市の位置関係図

河川は、姉川や高時川、余呉川等がラムサール条約の登録湿地でもある琵琶湖に注ぎ、中央には、豊かな湖北平野と水鳥が集う湖岸風景が広がり、県内でも優れた自然景観を有しています。

市の総面積は68,102ha（琵琶湖を含む）で、その内森林面積37,294ha、総面積の約55%を占め、その内訳は、民有林34,004ha、国有林3,290haとなっています。



写真：里山林と琵琶湖

(2) 長浜市の森林の現状と課題

<奥山林>

河川の上流域にある奥山林は、天然のスギを交えたブナやミズナラ林等の豊かな天然林が広がり、琵琶湖の水源として、水源涵養機能^{かん}を發揮させる重要な役割を果たしています。

このような貴重な動植物や生態系が存在する森林や、積極的な利用目的がない天然林については、水質を浄化する「水源涵(かん)養機能」や、雨水を吸収して一時的に蓄え徐々に河川へ送り出すことにより洪水を緩和する「山地災害防止機能／土壌保全機能」、希少種を含む多様な生物の生育・生息の場を提供する「生物多様性保全機能」等の多面的機能の維持と發揮を目的とした環境林として引き続き維持・管理していく必要があります。

＜人工林＞

本市の人工林では、戦後の復興等の木材需要に応えるため、政府が行った「拡大造林政策」に基づいて、スギ・ヒノキを中心に造林が進められ、林業生産活動が行われてきました。しかし、急傾斜地や、林道からの距離が離れているなどの立地条件の不利、森林所有者の高齢化や林業労働者の減少、木材価格の低迷等多くの要因が重なり、適正な時期に保育や間伐等の森林整備が行われず、放置された人工林が数多く見られるようになりました。

令和4年（2022年）現在、本市の人工林のうち、手入れが必要な森林（45年生以下）は24%（3,079ha）であり、木材等として利用が可能な森林（46年生以上）は76%（9,771a）となっています。

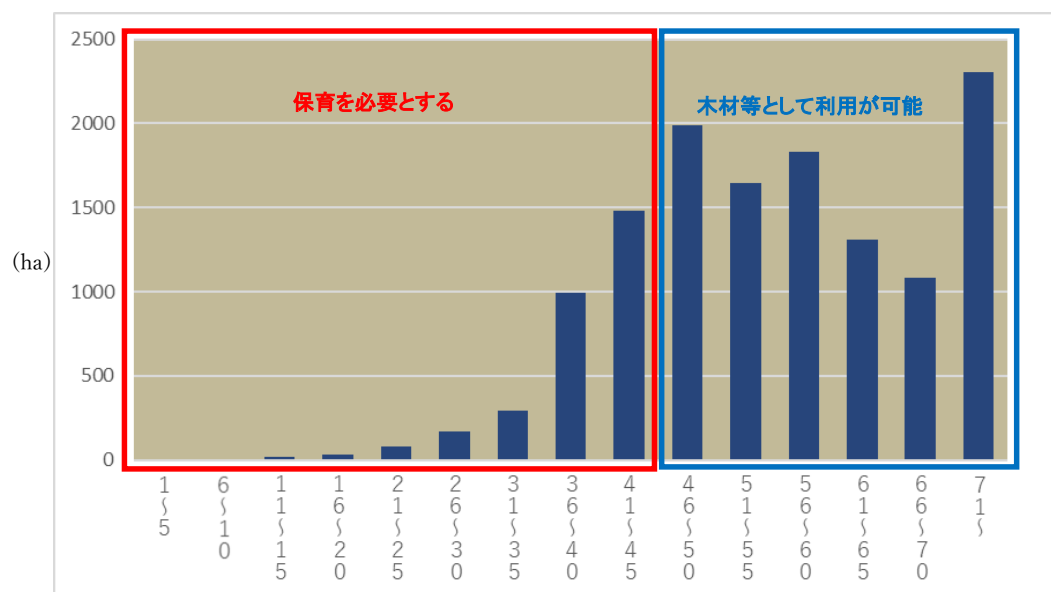
また、本市は、県南部と比べると日照時間が短く、積雪量が多いため、ヒノキよりも生長が早いスギが多く植栽されました。そのため現在の本市の人工林では、スギが90%以上を占めています。

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等の物質生産といった多面的機能の発揮を通じて、私たち市民に大きな恩恵をもたらしています。こうした多面的機能を将来にわたって発揮させていくためには、人工林資源を「伐って、使って、植える」という形で循環利用していくことも必要です。

このような現状を踏まえて、材木の生育が良好な森林であって、地形・地理等立地条件から効率的な施業が可能で、かつ公益的機能の発揮に支障が生じない施業が可能な人工林においては、効率的な作業システムによる木材生産に取組み、循環林として持続可能な森林経営をめざすことが必要です。

また、立地条件や公益的機能の発揮に支障ない施業が困難な人工林においては、木材生産機能以外の多面的機能の発揮の検討や、環境林として針広混交林化の検討が必要です。

〔人工林の林齢別面積〕



資料：森林簿（令和4年度）から集計（年生）

■ 第2 森林・林業を取り巻く現状と課題

〔森林（人工林）の適切な管理に向けて〕



出典：林野庁「令和元年版森林・林業白書」

<里山林>

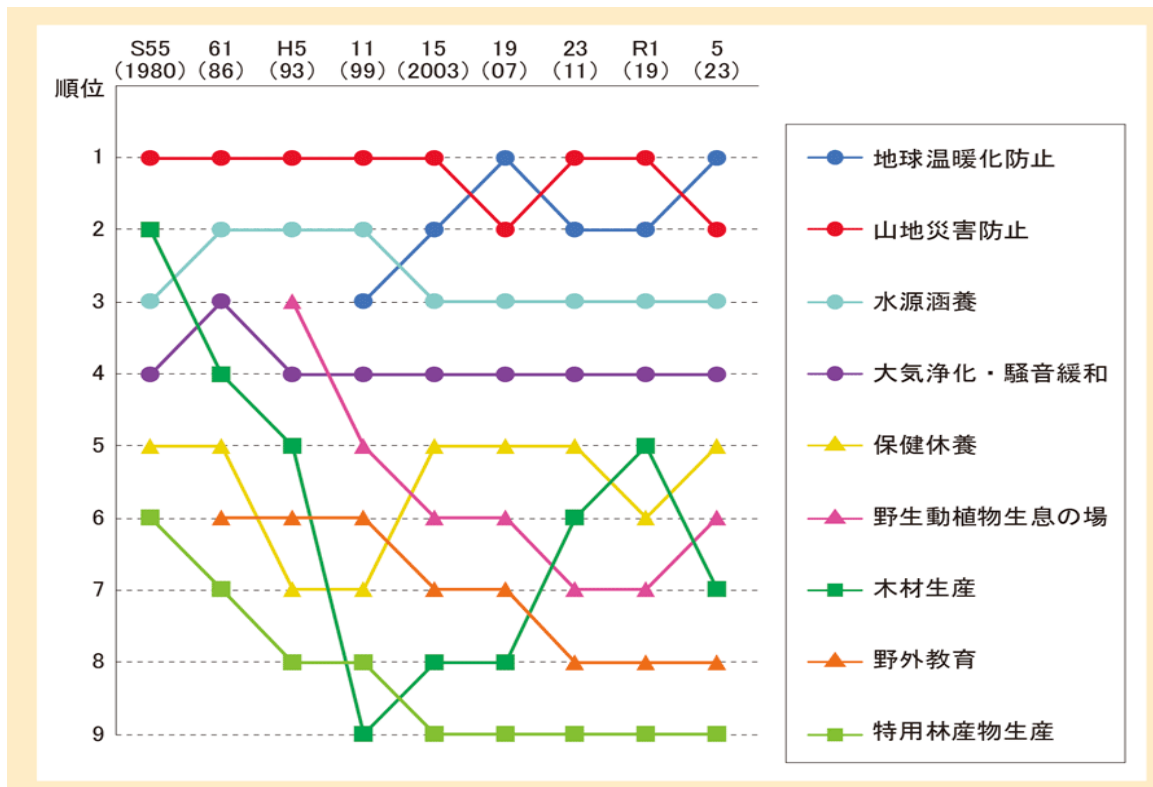
里山林は、かつて薪等の家庭用燃料や農業に必要な肥料・飼料の採取場所として、生活に欠かせないものでした。しかし、拡大造林の時期と重なった「燃料革命」により家庭燃料は、木炭や薪から電気・ガス・石油に大きく切り替わり、里山林は放置されるようになりました。放置され利用されなくなった里山林は、藪化し、シカやイノシシの棲息地となり、森林だけではなく、田畑にも大きな被害をもたらすようになりました。

このため、里山林の整備に当たっては、大木の保護に偏らず、伐って活用することが森林病虫害の防除にもつながることや、シカ等による下層植生の食害による土砂流出の危険性増大への対策等の観点も踏まえて取り組むことも必要です。

一方で、森林の有する多面的機能の発揮には、適切な森林整備や計画的な森林資源の利用が不可欠ですが、山村地域の過疎化や高齢化が進む中で、里山林の保全管理を進めるためには、市民が特用林産物等の生産や、森林空間を利用した新たな森林資源の活用など、森林資源を活用しながら持続的に里山林と関わる仕組みをつくることも必要です。

トピックス 3

◆森林に期待する働きの変遷



◆森林の有する多面的機能



出典：林野庁「令和6年版森林・林業白書」

トピックス4

◆谷口林業地

谷口地域（谷口町）は、森林面積92haのほか、自給する程度の田畑しかなく、森林は古くから小面積でも収益が上げられる択伐方式で経営されてきました。

本地域では、明治時代、優良材生産におけるスギの品種に着目し、地元で自生する天然スギや口伝えによるタロウエモンスギから「タネスギ」を選抜し、スギ優良品種「田根1号、2号」の系統分離の基礎を築きました。また、高値で取引されている材種の究明を行い、枝打ちによる年輪幅（2mm）の均整のとれた、色合い豊かな材を作ることに心がけたといわれています。

昭和28（1953）年、京都大学佐藤弥太郎博士が経営状態を調査され、公表されたことにより「谷口林業地」は全国的に知られるようになりました。

◆奥びわ湖・山門水源の森

本市西浅井町の北端に位置する「山門水源の森」（地元企業による滋賀県のネーミングライツ（命名権）取得で、愛称は「奥びわ湖・山門水源の森」です。）は、面積63.5haの大きさを持つ滋賀県所有の保安林です。この森には、ブナ林・アカガシ林・アカマツ・コナラ林・スギ・ヒノキの植林の他に、この森に降った雨水がたまってできた山門湿原があります。この湿原はミズゴケを主とする高層湿原で、約4万年の歴史をもち、泥炭層は6メートルに達しています。ミツガシワ・サギソウ・エゾリンドウ・ヒツジグサ等貴重な植物の宝庫となっています。また、平成7（1995）年に林野庁「水源の森百選」に指定、平成13（2001）年に環境省の「日本の重要湿地500」に認定され、平成20（2008）年にはふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例により「山門湿原ミツガシワ等生育保護地区」に指定されました。

その貴重な森の維持保全と魅力の発信について、「山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会」のボランティアの地道な活動や地元企業などと連携した保全活動により、京阪神、中京等都市部からの来訪者も年々増加傾向にあり、年間約4千人の人々が訪れています。



谷口林業地（谷口町）



山門水源の森（西浅井町山門）

第3 森林づくりの方向性と基本施策

1. 森林づくりの方向性

- (1) 課題解決に向けた施策の方向性
- (2) 森林環境贈与税の活用の方向性
- (3) 計画の実現に向けて

2. 基本施策

- (1) 市民の安全・安心を守る森林づくり
- (2) 森林の魅力の発信と次代の森林を支える人づくり
- (3) 効率的な木材生産と森林資源の利用拡大
- (4) 多様な主体による森林づくり

1. 森林づくりの方向性

(1) 課題解決に向けた施策の方向性

前述のとおり、長浜市の森林は奥山林から人工林、里山林まで分布しており、現状と課題、森林の果たす役割も森林の特性によって異なっています。

そこで、本市の森林・林業を取り巻く現状とこれまでの取組の成果や課題を踏まえ今後の目指す姿を定め、具体的な方針として基本方針を定めます。

◆目指す姿

【『守り・育て・活かす』緑豊かな森林づくり】

森林は琵琶湖の水をはぐくみ、市民に多くの恵みを与えてくれます。森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう緑豊かな森林を守り育て活用します。

◆基本方針

【森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり】

森林は、琵琶湖の水源涵養や生物多様性等多面的な機能を有しているとともに、市民に多くの恵みを与えてくれる森林を未来へ引き継いでいくためには、森林の持つ多面的機能の持続的発揮に重点を置いた森林づくりを行う必要があります。

また、このような市民の暮らしを支える森林を本市のかけがえのない貴重な財産として、森林所有者のみに森林管理を任せるのではなく市民全体で森林を守り、様々な恵みが得られる森林を未来へ引き継ぎます。

この基本方針に基づいて、4つの個別方針を定めることとします。

◆個別方針

【方針1】

市民の安全・安心を守る森林づくり

【方針2】

森林の魅力の発信と次代の森林を支える人づくり

【方針3】

効率的な木材生産と森林資源の利用拡大

【方針4】

多様な主体による森林づくり

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

《施策の体系》

基本方針		基本施策
森林の多面的機能の持続的発揮に重点をおいた森林づくり	【方針1】 市民の安全・安心を守る森林づくり	《施策1》 (1)災害に強い森林づくりの推進 ①市民の安全・安心に配慮した森林づくり (2)森林の生物多様性の保全 ①獣害対策
	【方針2】 森林の魅力の発信と次代の森林を支える人づくり	《施策2》 (1)森林の大切さの啓発と魅力の発信 ①森林に関心を持てる情報の発信 ②森林を通じた学びの提供 (2)次代の森林を支える人づくり ①意欲のある森林所有者・グループの育成 ②森林従事者育成推進
	【方針3】 効率的な木材生産と森林資源の利用拡大	《施策3》 (1)効率的な木材生産 ①森林境界明確化と施業の集約化の推進 ②路網整備と維持管理による生産性の向上 ③高性能林業機械、ICT技術の導入支援による効率化 (2)森林資源の利用拡大 ①住宅への市産材の活用 ②公共施設への市産材の活用 ③木質バイオマスエネルギーの有効活用 ④特用林産物等の利用拡大
	【方針4】 多様な主体による森林づくり	《施策4》 (1)市民参画の推進 ①多様な主体による森林づくり (2)企業参画の推進 ①企業の森

(2) 森林環境譲与税の活用の方向性

1 森林環境譲与税の概要

パリ協定の枠組みの下における日本の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年（2019年）年に「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」が施行され、「森林環境税」及び「森林環境譲与税」が創設されました。

市町村においては、「森林環境贈与税」を、間伐や路網といった森林整備等の「森林の整備に関する施策」と人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林の整備の促進に関する施策」に充てることとされています。

2 森林環境譲与税の活用方針

長浜市では戦後植林されたスギ、ヒノキなど人工林資源が、育成期から木材としての利用期を迎えています。山村地域の過疎化・高齢化の進行や木材価格の低迷などにより、森林が手入れ不足となり、山腹崩壊など生活環境にも支障を来していることから、間伐や林道の維持修繕といった森林の整備に関する施策を中心に活用し、長浜市ホームページで活用状況を公表しています。

今後につきましても森林環境譲与税を活用し、森林整備等を進めていきます。

(3) 計画の実現に向けて

1 推進体制

本計画の実現に向けて、各施策を計画的に実施します。各種施策の実施に当たっては、市民（市民団体・NPO等）、森林組合、事業者、滋賀県等との連携を図りながら進めていきます。

2 進行管理

本計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、計画（Plan）、施策の実施（Do）、評価（Check）、施策の改善・見直し（Action）のPDCAサイクル計画での進行管理を行います。また、推進体制、事業の実施方策を改善するとともに、「長浜市森林ディレクション審議会」により施策の実施状況とその効果の確認を行います。

2. 基本施策

【方針1】市民の安全・安心を守る森林づくり

・近年多発する集中豪雨などによって、山地災害や林道の法面崩壊が発生しています。このため災害の予防と災害発生後の早急な対応を行います。

また、本市の森林の持つ多面的機能や立地条件などを判断し、生産活動に適さない人工林では、針広混交林化を促進するなど、適切な状態への誘導を図ります。

・森林に被害を及ぼしている動物に対して、捕獲や生息環境管理を行うなど、環境に配慮した森林づくりを通じて、多面的機能の発揮に向けた取組を進めます。

《主な現状と対策》

(1) <災害に強い森林づくりの推進>

○近年台風や集中豪雨といった気象災害によって山腹崩壊や林道の法面崩壊が発生し、治山事業や林道修繕工事等による復旧が必要な森林が増加しています。このため、県と連携し山地災害の予防や保安林指定、災害に起因する予防保全のための維持補修など効率的なアウトソーシングに努めるとともに、林道改良工事による適切な維持管理、災害発生後の早急な復旧対応を行います。

○クマやイノシシ、シカなどが集落に出役する要因の一つに、過疎化や高齢化で里山の手入れが進まず、野生動物の生息域と人里が年々近接していることがあり、森林を伐採し見通しがきくような緩衝帯を整備し、野生動物の生息防止対策を進めます。

○気象災害によって、道路や電線など重要なライフライン沿いで倒木が電線や通行を寸断するなど、市民生活に大きな影響を及ぼす事例が発生しており、ライフラインを保全するような森林の管理を進めます。

○マツ枯れ、ナラ枯れについては、近年収束しつつありますが、必要に応じて樹幹注入等の防除、被害拡大に備えて早期発見に努めます。

○山林火災は、対応が遅れると貴重な森林資源を大量に焼失するばかりでなく、家屋等に被害が及ぶこともあり、山林火災を予防する取組を行います。

○森林法に基づく伐採届の提出について、森林所有者や伐採事業者の理解が不足しているため一層の周知・指導を行います。

○水源涵養や国土の保全等公益的機能を発揮させるため、道から距離があり採算が合わない等の理由により手入れの遅れた人工林を針葉樹と広葉樹の混交林化することにより、多様な森林づくりを促進します。

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

《今後の主な取組》

施策(事業)の名称	取組内容
(1) 災害に強い森林づくりの推進	
①市民の安全・安心に配慮した森林づくり	
山地災害危険地区等の災害の未然防止	山地災害危険地区等について、緊急度や市民生活への影響度の高いものから、滋賀県等関係機関と連携して治山事業（予防・早期復旧）を行います。
林道の維持管理、早期の復旧対策	・林道の安全な通行を確保するため、災害の予防保全のための維持補修など効率的なアウトソーシングに努めるとともに、適切な維持管理を行います。 ・大雨や台風および降雪により被災した林道については、林道の改良工事や災害復旧工事により早期の通行を確保します。
滋賀県災害に強い森林づくり事業	・野生獣の生息防止を目指した、枯損マツ、ナラ等の伐倒、上層木の抜伐り、侵入竹の伐採および処分を進めます。 ・重要な生活基盤の関連施設等に隣接し、風倒木被害による重大な影響を生じる恐れのある森林の予防伐採を進めます。
森林病虫害対策	マツ枯れ・ナラ枯れ被害については、近年被害が収束しつつありますが、必要に応じて樹幹注入等の防除、被害拡大に備えて早期発見に努めます。
山林火災予防対策	山林火災予防の広報活動を適時適切に行い、未然防止を基本とした対策を行います。
伐採届出制度の適正な運用	伐採届について、市のホームページや広報を通じて、森林計画制度の周知徹底を図り、適正な伐採届の提出を促進し、伐採跡地を適正に管理するよう指導を行います。
環境林整備事業	道から距離があり採算が合わない等の理由により手入れの遅れた人工林について、水源涵養や災害防止などの機能の高い「環境林」への誘導を促進します。

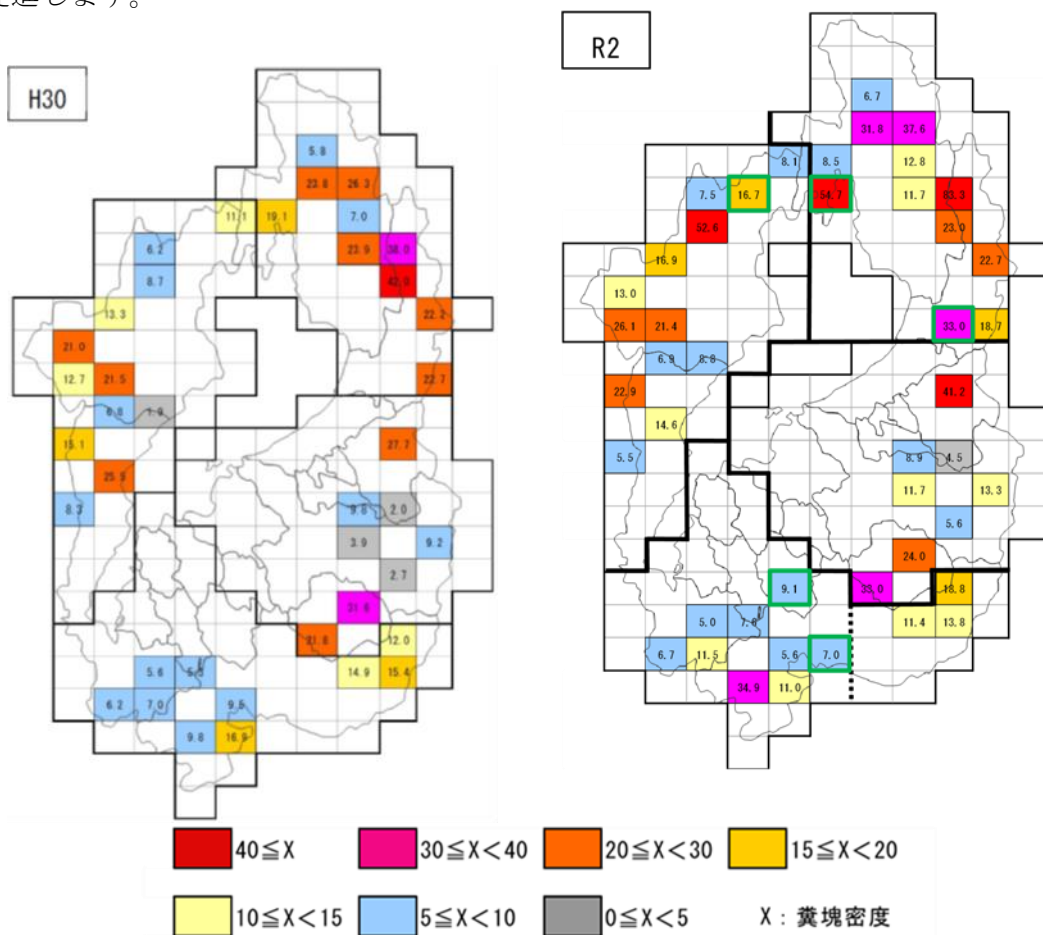
■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

(2) <森林の生物多様性の保全>

- 近年増加するニホンジカの生息域の拡大により、林業被害のみならず下層植生の食害により土砂流出の危険性の増大、森林更新の阻害、生物多様性の低下等大きな影響が出ており、捕獲の推進による森林保全対策を実施します。
- 増加傾向にあるニホンジカの個体数調整に積極的に関わり組むため、狩猟者確保の対策と地域、行政、関係団体の連携による捕獲体制の強化を進めます。
- 竹生島では、カワウの営巣に伴う樹木の枯損、枯死等深刻な森林被害が発生しています。行政、関係団体が連携し、カワウの個体数調整（銃器捕獲）を実施し、竹生島の照葉樹林を再生し、生物多様性の保全をめざします。
- シカ・クマ等の野生動物の林業被害を防ぐため、テープ巻きや防護柵等による予防対策を促進します。



シカによる剥皮被害
(西浅井町集福寺)



ニホンジカ地域別黄塊密度（調査メッシュの平均）

資料：滋賀県「ニホンジカ第二種特定鳥獣管理計画」より

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

《今後の主な取組》

施策(事業)の名称	取組内容
(2) 森林の生物多様性の保全	
① 獣害対策	
ニホンジカ対策	森林においては、過度な採食による植生の衰退も見られ、このような状態が続けば農林業だけでなく森林植生の衰退による土砂の流出等の公益機能の低下や自然生態系そのものにさらに深刻な影響を及ぼすことが予想されるため、生息数や被害状況を適切に把握しつつ、捕獲を実施します。
竹生島のカワウ対策	竹生島タブノキ林の保全再生に向けた、植生被害モニタリング調査・カワウの捕獲を行います。
鳥獣害防止施設等整備事業	スギ・ヒノキ等の人工林において、テープを巻くことでシカ・クマ等による剥皮被害を防止し、森林資源の保全を促進します。

《方針1 基本指標》

施策(事業)の名称	指標	現状値 (R5)	目標値 (R7～R11)
(1) 災害に強い森林づくりの推進			
① 市民の安全・安心に配慮した森林づくり			
山地災害危険地区等の災害の未然防止	治山事業実施数	5 か所	毎年度5 か所以上
林道の維持管理、早期の復旧対策	林道維持増進工事路線数	30 路線	毎年度30 路線以上
(2) 森林の生物多様性の保全			
① 獣害対策			
ニホンジカ対策	捕獲頭数	3,926 頭	毎年度3,500 頭以上
竹生島のカワウ対策	捕獲羽数	1,658 羽	毎年度2,000 羽以上



山腹崩壊の状況



倒木の被害状況

【方針2】森林の魅力の発信と次代の森林を支える人づくり

・森林は、水源涵(かん)養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能の多面的機能を有しており、各機能を高度かつ持続的に発揮させることにより、市民が安全で安心して暮らせる社会の実現に結びついています。このような森林に対する市民の関心や理解が深まるよう啓発や情報発信を行います。

・本市の森林を健全な姿で、次の世代に引き継ぐためには、森林づくりの重要性を理解する市民を、様々な世代で育てる必要があります。また、森林の整備を適切に行うためには、意欲ある森林所有者や林業技術を有する林業従事者が必要であり、これら人材の育成を進めます。

(1) ＜森林の大切さの啓発と魅力の発信＞

《主な現状と課題》

- 市民生活と森林との関わりが希薄になっていることから、身近な森林に対する市民の関心は薄れています。
- 風景として眺める森林は数多くありますが、気軽に森林内に入り、さわやかな空気や樹木の香りを感じられる森林が少ないため、森林の様子を知る機会が減っています。
- 森林に最も身近な山村部においても、森林所有者の高齢化や森林の境界や場所が不明瞭となり森林に行くことが少なくなり、森林との関わりが失われてきています。
- 森林に関するイベントやツアーが徐々に増えてはいますが、気軽に森林体験をする機会は少ない状況です。
- 近年、子どもから大人を対象にした「木育」の教育活動が注目されています。
- 様々な世代が参加できる森林環境学習の機会が十分でないと考えられます。

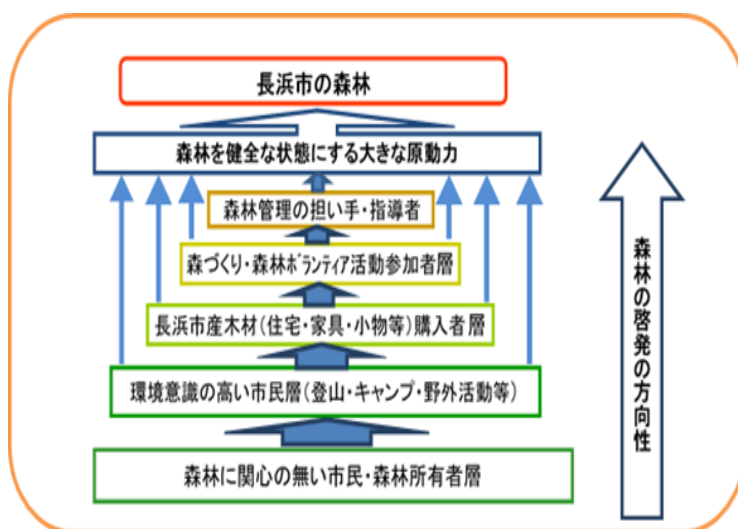
《対策》

＜森林に関心を持てる情報の発信＞

- 市民の森林に対する関心度は多段階であり、市民のニーズを常に把握する仕組みづくりと各関心度の段階に対応した広報手段を検討し啓発を行います。
- 森林の大切さや魅力、森林・林業の現状等を多様な情報ツールを活用しながら、情報を発信していきます。
- もっと多くの市民に森林が有する多面的機能や森林の持つ役割等について理解を深めていただけるよう、里山林の整備やイベント等を通じて啓発していきます。
- 森林トレッキングや森林浴等の楽しみながら森林を体験できるイベントを推進し、安全で気軽に楽しめる生活環境保全林や森林施設を整備し情報を提供します。

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

○本市の森林は、近畿1,450万人の水利用を支える琵琶湖の貴重な水源林としての役割が大きく、県が制定した「びわ湖水源のもりの日」「びわ湖水源のもりづくり月間」を中心に、市民や下流域の水利用者に対し、琵琶湖を守る森林の大切さの普及を推進します。



＜森林を通じた学びの提供＞

- 森林体験や教育施設で木材が身近に感じられる木製品の導入を推進するほか、様々な世代を対象に、木の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を啓発していきます。
- 本市内の小学校・義務教育学校4年生を対象に、本市高山町の高山キャンプ場等で森林環境学習「やまのこ」事業を引き続き実施するとともに、森林の働きや水源地の観察、林業体験等の学習プログラムの充実を図ります。
- 学習機会の情報発信強化を推進します。
- 教育現場への支援対策と指導者の育成に努めます。
- 「やまのこ」卒業生のフォローアップや親子で参加できる森林環境学習を推進します。
- 緑の少年団が行う「緑を愛し、緑を守り育てる」目的の学習会や体験活動等を支援します。
- 森林づくり体験や木とのふれあいの場として、奥びわ湖・山門水源の森、生活環境保全林、市有林等の活用を進めます。
- 令和7年度に滋賀県立伊香高等学校に開設される新学科「森の探究科」のカリキュラムの作成、教育プログラムに協力します。



森林環境学習「やまのこ」

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

《今後の主な取組》

施策(事業)の名称	取組内容
(1) 森林の大切さの啓発と魅力の発信	
①森林に関心を持てる情報の発信	
広報媒体による森林・林業の情報の発信	広報ながはま、本市ホームページ等多様な情報ツールを活用し、森林の多面的機能等の情報や、森林整備の手法等市民の理解が深まるような情報発信をします。
森林多面的機能に関するイベントの開催	市民が森林の有する多面的機能に対する理解や関心を高められるイベント等の開催を行います。
②森林を通じた学びの提供	
木育活動支援事業	森林を使って楽しむ体験や子ども達が幼いころから木製おもちゃに触れ合うことで、木の香りやぬくもりを感じて感性豊かな心の発達を促し、森林に対する親しみや木の文化への理解を深める取組を進めます。
森林環境学習「やまのこ」事業	子どもたちの森林への理解と関心を深めるため、小学校・義務教育学校4年生を対象に森林環境学習施設において森林・林業体験学習等を行います。
緑の少年団事業	「緑を愛し、緑を守り育てる」目的で活動している緑の少年団を支援します。
長浜の自然と森に親しむ体験交流事業	奥びわ湖・山門水源の森や奥びわ湖桜並木をはじめとする地域資源を活用し、自然環境教育の推進を行い交流人口の増加を図ります。

(2) <次代の森林を支える人づくり>

《主な現状と課題》

- 林業研究グループは、優良材生産のための施業技術の研究や技術の伝承等様々な活動を行ってきましたが、高齢化にともない会員数が減少し、地域の森林づくり活動の減衰が危惧されます。
- 過疎化の進行に伴い不在村森林所有者が増加しています。また、林業経営の採算性悪化により森林所有者の森林管理・経営意欲が減退しています。
- 林業に関する講習会を毎年実施していますが、森林所有者の参加は多くなく、森林所有者自身に林業の知識や技術を習得していただくことは困難な状況です。
- 本市の森林は保育・間伐等の施業を行う必要がある森林が多いにも関わらず、林業従事者の高齢化により労働力が不足してきています。また、依然として労働災害発生率が全産業平均よりも高い水準にあるため、労働環境の整備等が課題となっています。

《対策》

<意欲のある森林所有者・グループの育成>

- 県・市・森林組合が連携して森林所有者に働きかけ、指導林家や林業研究グループ等の協力を得ながら、森林所有者の森林管理・経営意欲を喚起します。
- 林業研究グループの活動が充実し、幅広い年代の会員が増加するよう支援します。

<林業従事者育成推進>

- 林業従事者の森林経営の知識や実践につながる森林施業の養成講座の開催を行います。
- 林業のすそ野を広げられるよう、林業機械の安全な操作について講座を開催します。
- 集約化施業と融合した、中山間地の生活スタイルに沿った自伐型林業（副業型）による雇用創出を進めます。

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

《今後の主な取組》

施策(事業)の名称	取組内容
(2) 次代の森林を支える人づくり	
①意欲ある森林所有者・グループの育成	
林研グループ育成事業	森林・林業の知識や技術の普及・研究活動を通じた人材育成を行う林業研究グループ等の人材育成活動を支援します。
②林業従事者育成推進	
林業従事者の養成・体験講座の開催	・林業のすそ野を広げられるよう、林業機械の操作について講座等を開催します。 ・市内の森づくりの担い手や森林活動団体等を対象に、伐採や搬出作業、作業道敷設等、実践につながる林業従事者の養成講座を開催します。
林業従事者育成推進事業	「地域おこし協力隊」により、本市における自伐型林業等のモデルづくりに取組みます。

《方針2 基本指標》

施策(事業)の名称	指標	現状値 (R5)	目標値 (R7～R11)
(1) 森林の大切さの啓発と魅力の発信			
①森林に関心を持てる情報の発信			
森林の多面的機能の周知に関するイベント等の開催	イベント等の開催数	4回	毎年度2回以上
②森林を通じた学びの提供			
木育活動支援事業	実施回数	4回	毎年度2回以上
(2) 次代の森林を支える人づくり			
②林業従事者の育成推進			
林業育成・体験講座の開催	講習会開催数	7回	毎年度7回以上
林業従事者育成推進事業	林業地域おこし協力隊員(在籍者)数	4人	2人

《目標とする指標》

目標達成指標名称	現状値 (R5)	中間値 (R11)	目標値 (R16)
林業就業者の確保	58人	58人	58人

◆木育の推進

(1) 木育とは

自然体験活動や木材・木製品とのふれあいにより、森林や自然への関心や親しみを育む取り組みであり、子どもから大人まで、すべての世代を対象としています。

とりわけ乳幼児期の子どもたちにとり、木製おもちゃでの遊びや身近な自然物とのふれあいを経験することは、森林や自然への関心や親しみを育むことだけでなく、豊かな人間性や社会性を育むことにもつながることが期待されます。

(2) 長浜市の木育事業

本市では、子供たちが木の香りや木のぬくもりを通じて感性豊かな心の発達を促し、森林に対する親しみや木の文化への理解を深める教育活動として「木育」を推進しています。

この事業は、平成27（2015）年から実施しており、市内の保育園等30施設に市内産のヒノキでできた木製おもちゃを配布しています。

本市の木を使用することは、市産材の利用促進と、地産地消の推進にもつながります。

また、令和4年度からは、豊かな自然環境を誇る当市で育つ子どもたちに、身近な自然物にふれる楽しみを感じてもらうことで、森林や自然、ひいては当市の自然環境への関心や親しみを育むことを目的に野外での体験活動も実施しています。



市産木材のおもちゃで遊ぶ子どもたち



野外での森林体験活動（ふくらの森）

トピックス 6

◆移住してきた若者たちの挑戦（地域おこし協力隊）

地域おこし協力隊は、都市地域から過疎地域等の条件不利地域に住民票を異動し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る取組です。隊員は各自治体の委嘱を受け、任期はおおむね1年から3年です。

本市の森林・林業は、林業従事者の高齢化に伴う担い手不足により、森林がより一層荒廃していくという課題があり、本市の豊かな森林資源を生かし、それらの経済的利用を進めることにより「ながはまスタイル林業」に取り組んでいただくことを目的に、平成27年から自伐型林業をテーマに合計9名の隊員が活動されてきました。

本市で自伐型林業に取り組むために必要なことは、「複（副）業型・兼業型」であることです。すなわち、一つの技術や商品による収入だけでなく、林業以外も含めた複数の収入源を作っていくことが重要です。

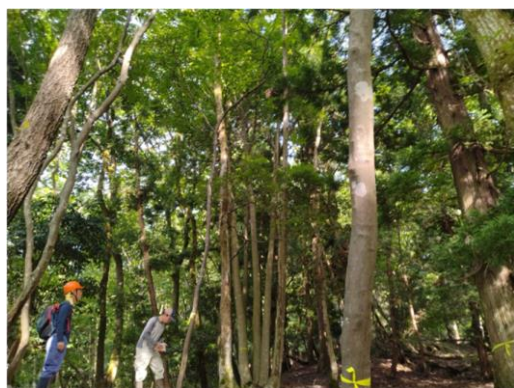
全国における自伐型林業の事例としては、スギやヒノキの人工林に幅2m程度の作業道を付け、木を伐り出し、木材市場（共販所）で販売し、収入を得られる地域もあります。

本市の森林では、まとまった面積の人工林が多くなく、大半の森林所有者は所属する森林組合に林業経営を委託されていることもあり、自らの所有林を持たない協力隊員達が森林経営に参入することは困難な状況です。

そこで、隊員は、木の安全な伐倒技術や壊れにくい作業道の敷設技術を身に付け、森林所有者からの作業や経営の受託や、地域の森林資源を活用していくための乾燥木材づくり、特用林産物の一つである薪やしいたけ等原木の販売による収入づくりに取り組んでいます。

地域おこし協力隊は、先人が大切に育んできた里山に再び価値を見出し、使われていない森林の資源を活用することや、森林の再生と持続可能な林業の提案を行いながら、地域に根差した活動をめざしています。

彼らの活動は、山村地域に伝わる木や山に関する文化の継承や、山村のコミュニティ維持にも大きく貢献しています。



市有林（西浅井町集福寺）での作業道敷設作業

【方針3】効率的な木材生産と森林資源の利用拡大

- ・本市の人工林は、戦後に造林した樹木が利用できる時期になりつつあります。利用期を迎えた人工林については、林道に近いなど林業経営に適した個所については、適切な更新を図り森林資源の循環利用を促進します。
- ・長浜市の森林の所有構造は、保有面積5ha未満の林家が約9割を占めるなど、小規模・分散しています。このため、森林整備の実施に当たっては、隣接する複数の森林所有者が所有する森林を取りまとめて、一体的に施業を実施する「施業の集約化」を促進します。
- ・間伐などの森林整備を行うためには、森林境界が明確であることが前提条件になりますが、森林所有者の不在村化や世代交代により、所有者や境界が不明となり、所有者から施業実施の同意を取得することが、困難になりつつあり森林境界明確化の取組を進めます。
- ・本市の木材資源は、市内の需要に十分に応えられる蓄積量を有していますが、利用が進まないことから、適切な森林管理がされなくなっています。このため、様々な分野で積極的に森林資源を活用することにより、適切に森林が整備されるよう取組を進めます。
- ・本市の森林の約7割を占める人工林以外の豊かな森林資源を活かすため、山菜やきのこ類等の特産林産物を振興することにより、林家の所得向上や山村の活性化を図ります。
- ・森林管理制度に基づき、森林の経営管理の集積・集約化や公的管理等、制度の円滑な運用を図ります。

（1）＜効率的な木材生産＞

《主な現状と課題》

＜伐期を迎えた森林の荒廃＞

○本市の森林は、戦後の拡大造林政策によりスギ、ヒノキの針葉樹の造林が行われ、それらの森林が伐期を迎えていますが、急傾斜地や、林道からの距離が離れているなどの立地条件の不利な箇所においては、木材価格の低迷という経済的な要因もあり更新がされていない森林があるため、高齢級の人工林が多くなり森林資源構成の偏りが見られます。

＜森林境界の不明な森林の増加＞

○森林所有者の高齢化による世代交代が進む中で、不在地主や相続等の権利継承に関する手続が円滑に行われていないなどの理由により、森林施業地の境界確定や受委託契約の締結が困難となり、間伐、枝打ちなど森林施業が実施されていない森林が増加しており必要な森林施業や木材利用が困難になっています。

＜零細・分散的な所有規模＞

○本市の森林所有者を保有山林規模別にみると、零細・分散的な所有が多く、適正な林業経営が困難な状況です。加えて、木材価格の長期低迷や経営コストの上昇により、林業の採算性は大幅に低下し、林業経営意欲が減退しています。

＜路網の整備と適正な維持管理＞

○森林内にある林道や作業道等の路網は、木材を安定的に供給し、森林施業を効率的に行うための最も重要な生産基盤である。今後、林道の新規開設はコスト的に困難であり、既存林道の改築や維持管理、林況・地形に応じた低コストで耐久性のある森林作業道の開設により路網密度を上げていく必要があります。

＜作業の効率性＞

○伐倒、木寄せ、造材、搬出、トラック積載といった素材生産の一連の作業のうち、高性能林業機械による効率化は一部においてしか進んでいません。素材生産の低コスト化や林業技術者の労働強度・安全性を改善するため、高性能林業機械の導入が必要です。

○近年、ICT（情報通信技術）などの技術の開発が著しく進展しており、新技術を積極的に活用し、森林管理や林業の効率化を図る必要があります。

《対策》

＜森林境界明確化と施業の集約化の推進＞

○本市では森林境界明確化を重点課題の一つと捉え、所有者探索の取組、ICT技術であるリモートセンシングを活用した森林境界明確化に着手し、所有者が山林に入らずに行うことができる森林境界明確化の手法を確立し、効率的な森林整備を、県・森林組合と連携して進め、木材生産の増加につなげていきます。

○効率的な森林施業を実施するためには、施業地の集団化、団地化を図り、共同施業化の推進が効率的です。そこで、集約化が可能な地域については、県・市・森林組合等が、小規模所有者の森林を一つにまとめ、採算性のある森林整備や素材生産の提案を行うなど、森林所有者に対する働きかけを積極的に行い、集約的な施業を推進していきます。

＜森林経営管理制度＞

○森林経営管理法に基づく森林所有者への意向調査を実施し、自ら管理する、または林業事業体に森林整備を委託するなど、森林所有者の意向を踏まえた森林の管理を進めます。

＜路網整備と維持管理による生産性の向上＞

○効率的に森林施業や木材搬出が行えるよう、林道、林業専用道および森林作業道を適切に組み合わせた林内路網整備を進めます。

○低コストで耐久性が高く周辺環境に配慮した災害に強い森林作業道を推進します。

○地域間を結び市民の生活道としての役割を持つ広域基幹林道については、災害時の迂回路・避難路として働きを考慮し、安心して安全な生活の確保をはかるための整備や維持管理を進めます。

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

○効率的な林道の維持管理を行うため、利用区域内において、森林施業の予定が存在する路線を優先して維持管理を進めます。

<高性能林業機械、ICT技術の導入支援による効率化>

○生産性の向上と労働者の作業負担の軽減等を促進し、林業経営の合理化を進めるため、林業機械化を推進し、作業システムの効率を上げるとともに、生産コストの低減を図り、効率的な林業経営を促進します。

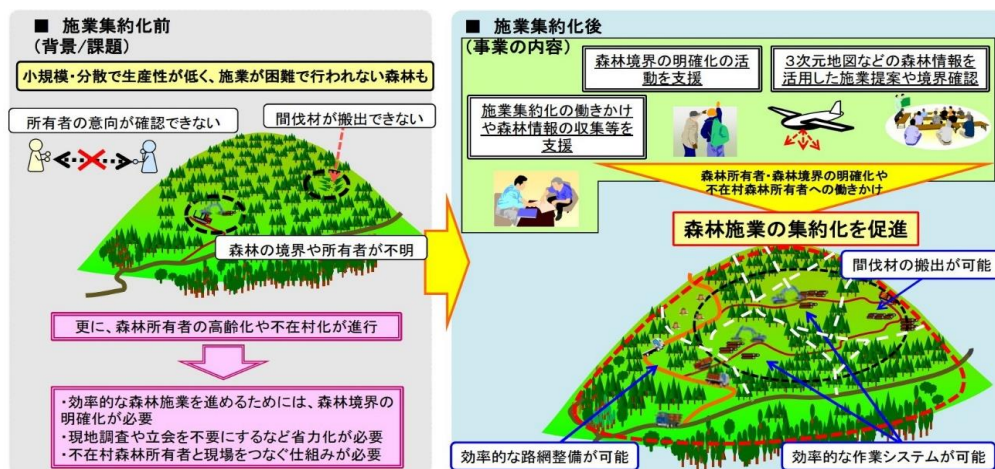
《今後の主な取組》

施策(事業)の名称	取組内容
(1) 効率的な木材生産	
①森林境界明確化と施業の集約化の推進	
集約化施業の推進	施業の集約化を進めるため、滋賀県、本市、森林組合が連携して自治会等を対象に説明会を開催し森林経営計画の樹立を支援します。
森林境界明確化	所有者不明森林の所有者の探索を行い、効率的な集約化施業を推進します。
②路網整備と維持管理による生産性の向上	
路網整備と維持管理	林道、林業専用道の開設を推進するとともに、安全な通行を確保するため維持管理を行います。
③高性能林業機械、ICT技術の導入による効率化	
高性能林業機械導入促進事業	森林組合が導入する高性能林業機械、ICT技術の導入に要する経費を支援します。

◆森林施業の集約化の必要性

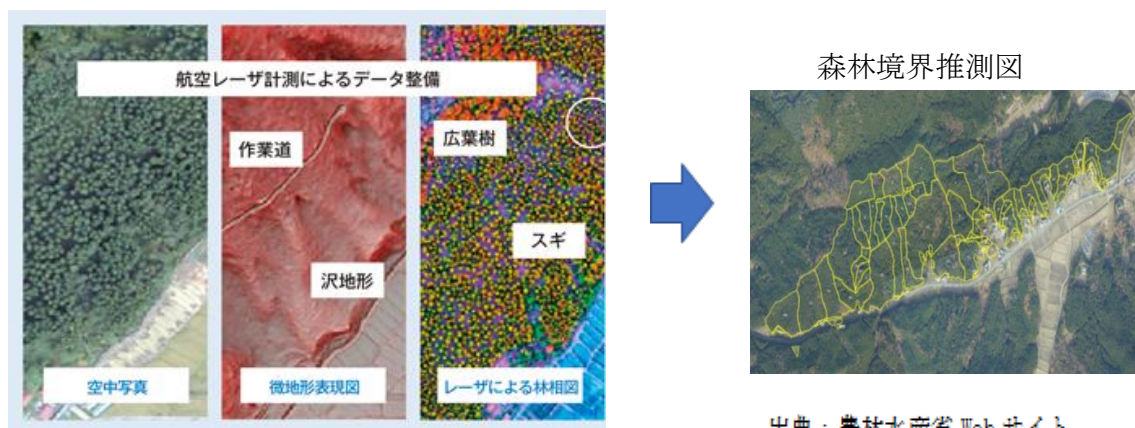
森林所有者自らが経営管理（所有者自らが民間事業者に経営委託する場合を含む。）を行う意向を有している場合であっても、私有林の所有構造が小規模・分散的であるため、個々の森林所有者が単独で効率的な森林施業を実施することが難しい場合が多い。このため、隣接する複数の森林所有者が所有する森林を取りまとめて路網整備や間伐等の森林施業を一体的に実施する「施業の集約化」の推進が必要となっています。

施業の集約化により、作業箇所がまとまり、路網の合理的な配置や高性能林業機械を効果的に使った作業が可能となることなどから、様々な森林施業のコスト縮減が期待できます。



◆ICT（情報通信技術）技術による境界明確化

森林の境界の明確化が進まない理由については、「相続等により森林は保有しているが、自分の山がどこかわからない人が多いから」、「高齢のため現地の立会ができないから」、という声が多くあります。このような状況から、境界が不明確で整備が進まない森林もみられます。この森林境界の明確化を早く進める手段として、航空レーザ測量の成果を活用して、航空写真、林相図、地形等を参照して森林の境界を推測した図を作成し、原則所有者が山林に入らずに行うことができる森林境界明確化の手法を確立し、今後の素材生産の増加につなげていきたいと考えています。



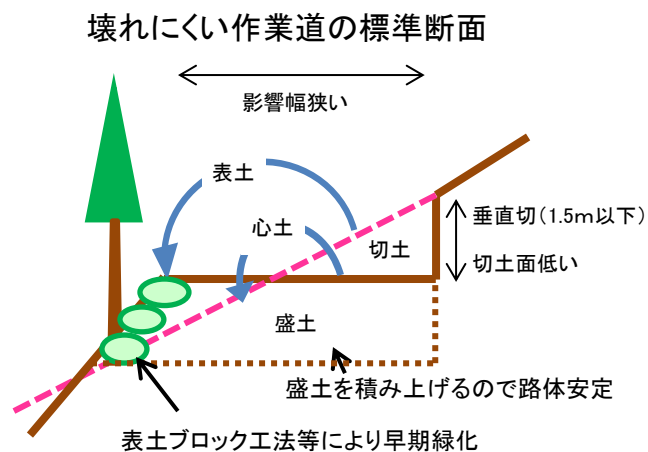
出典：農林水産省 Web サイト

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/koufukin/attach/pdf/index-89.pdf

トピックス 8

◆山を育てる道づくり ～壊れにくい道づくり（森林作業道）～

森林経営において、伐倒した木を集材・搬出するためには、森林作業道の開設が不可欠となります。また、この森林作業道は、耐久性がある道を設置する必要があります。



◆作業の効率化を支える高性能林業機械

○ハーベスタ

従来チェーンソーで行なっていた立木の伐倒、枝払い、玉切りの各作業と玉切りした材の集積作業を一貫して行う機械です。



○プロセッサ

木材の枝を除去し、長さを測定して切断し、切断した木材を集積する作業を連続して行う機能を備えた機械です。



○フォワーダ

玉切りした短幹材をグラップルクレーンで荷台に積んで運ぶ集材専用の自走式機械です。
主として作業路上を走行します。



○スイングヤーダ

主索を用いない簡易索張方式に対応し、作業中に旋回可能なブームを装備する集材機です。建設用ベースマシンに集材用ウィンチを搭載し、アームをタワーとして使用する。



トピックス 9

◆森林組合の合併

森林組合は、森林所有者が互いに協同して林業の発展をめざす協同組合です。

「森林組合法」という法律に基づいて設立されており、この法律は、組合員の経済的社会的地位の向上を図ることと森林の保続培養、森林生産力の増進を図ることを通じて、国民経済の発展に貢献することを目的としています。

森林組合の事業活動は、地域の森林経営の中核的な林業経営体として、森林資源の循環活用による産業化はもとより、水源涵養や土砂災害防止など多面的機能の持続的発揮につながる森林づくりに取り組まれています。

長浜市には、滋賀北部森林組合と長浜市伊香森林組合の2組合がありましたが、県内8つの森林組合のうち、滋賀南部森林組合、滋賀中央森林組合、東近江市永源寺森林組合、びわこ東部森林組合、滋賀北部森林組合、長浜市伊香森林組合の6組合が合併し、滋賀県森林組合が設立され、組合員数は19,457人で全国2位、組合員の所有する森林面積は約10万7千ヘクタールで全国最大規模の組合となりました。

この合併により、経営システムの統合、生産体制の効率化、大型機械の導入やICTの活用、人材交流などが図られ経営基盤が強化されます。

こうした合併の効果により、安定した森林経営が可能となり、さらなる森林保全並びに林業振興につながるものと期待されています。



グラップルによる搬出作業



伐採した丸太の貯木場



造材作業



森林作業道開設作業の現場

(2) <森林資源の利用拡大>

《主な現状と課題》

<木造住宅での木材利用>

- 長浜市産木材の流通量が少ないため、木造住宅に必要とされる品質や規格を有する木材を迅速、安定的に調達することが難しい状況です。
- 長浜市産木材を活用することが地球温暖化の防止、地域の経済、森林・林業の活性化につながることは理解されていますが、住宅や家具等の木材製品のほか、民間企業のオフィス等で十分に活かされている状況ではありません。

<公共施設での木材利用>

- 長浜市産木材の流通量が少ないため、公共施設に必要とされる品質や規格を有する大量の木材を迅速、安定的に調達することが難しい状況です。

<木質バイオマスのエネルギー利用>

- 森林整備の実施によって発生する林地残材、建築材として利用できない低質材の利用拡大の一つとして、木質バイオマスとして様々な利用方法が全国的に検討され、近年では、エネルギーとして利用される木質バイオマスの量が年々増加しています。



- 近年では、一般家庭や温浴施設等において、薪やペレット、チップ等木質バイオマスを燃料とするストーブやボイラーの導入が進んでいます。

<特用林産の振興>

- 特用林産物は、全国的には林業産出額の約5割を占めており、木材とともに地域経済の活性化や雇用の確保に大きな役割を果たしています。
- 本市においては、多様な植生を有する豊かな里山を有していることから特用林産物の更なる生産拡大が期待できます。
- 炭焼きをする人が減少しており、炭窯を作る技術も含めて継承者づくりが問題となっています。
- 国産漆の需要が高まる中、かつて市内にも多数生育していた漆の木を復活させたいと活動されている方がおられるほか、イタヤカエデやウリハダカエデの樹液を採取し煮詰めて、シロップ等新たな林産物の生産に挑戦する方がいる等、新たな森林資源を活用する動きが出始めています。
- 人々が日常生活の中で森林や林業に接する機会が少なくなっている一方、森林内のレクリエーション活動や森林散策を通じた癒しや健康づくりなどの保健休養の場として利用することが増えてきています。

《対策》

＜住宅への市産材の活用＞

- 木材の暖かさや優しさ等、優れた特徴を活かした長浜市産木材を活用した住宅の建築への支援継続や木材製品の利用のほか、民間企業のオフィス等の木質化を促進します。
- 木の良さや木材利用の大切さのほか、健康や癒しの効果等について、広報、啓発をしています。

＜公共施設への市産材の活用＞

- 長浜市産木材を利用した公共施設の木造化・内装木質化、木製備品の設置を推進します。また、施設周辺における外構等に長浜市産木材を活用することを推進します。
- 長浜市役所内の関係部署が連携し「公共建築物長浜市産材利用促進基本方針」のほか関係法令に基づき、公共施設の長浜市産木材の活用を推進します。
- 市産木材を安定的かつ効率的に公共建築物に供給するため「公共建築物長浜市産材調達管理基金」により原木を調達し公共建築物に支給します。

＜木質バイオマスエネルギーの有効活用＞

- 木質バイオマスは、脱炭素社会の実現に向けて注目されているエネルギー源で、地球温暖化防止に貢献することができ、健全な森林整備に資することにつながるため、地域でのエネルギー利用に向けた木質バイオマスの利活用の取組を進めます。
- 公共施設に導入した木質バイオマスボイラーでの木質バイオマス利用の拡大を目指します。
- 地域の森林資源を再びエネルギー供給源として見直し、地域の活性化につながる低コストなエネルギー利用をどのように進めていくかの検討を進めていきます。



健康パークあざいの薪ボイラー（野瀬町）

＜特用林産物等の利用拡大＞

- 原木しいたけ、菌床しいたけ、自然薯、炭、竹炭、栃もち、山菜等各地域の特徴ある特用林産物の生産拡大・普及を滋賀県と連携を図りながら進めます。
- 様々な機会を通じて消費者に情報提供やPRを行い、消費や生産の拡大を促進します。
- 近年、ライフスタイルの変化により森林のレクリエーション/保健休養の機能が注目されており、市民が快適な環境で森林を利用できるようにするため、生活環境保全林の適正な維持管理を進めます。
- 竹の利用を促進するため、シナチク等タケノコの利用を推進するとともに、竹炭等エネルギー源等としての新たな利用の可能性を検討します。

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

＜木材流通システム＞

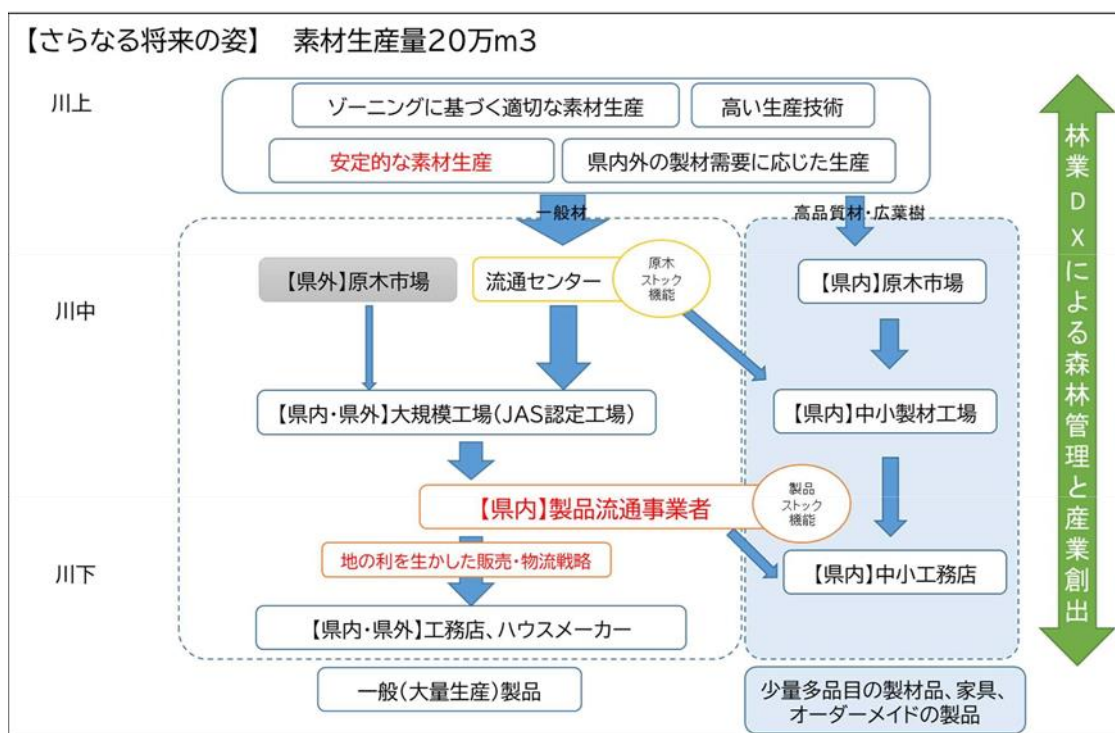
《主な現状と課題》

○国内の木材需要は近年回復傾向にあります。製材用材や合板用材、パルプ・チップ用材の需要はほぼ横ばいですが、燃料材の需要が木質バイオマス発電施設等での利用により増加しています。今後の木材需要を見据えた木材流通システムが望まれています。

《対策》

- 木材の適正な仕分けによりA材（建築用材、通直）、B材（合板・集成材用、微小曲り）C材（チップ用・薪用）を正確に区分し、効率的な集積・運搬体制のもと、それぞれの材種に応じた流通経路により販売されることを促進します。
- A材は、市内木材市場の「競り売り」により売却、B材、C材は中間流通拠点に集積し、県全体の木材の需給調整を図るとともに、ロット量を増やすことに協力します。また、大手集成材・合板メーカーへ高値で販売されることを支援します。
- 多様な主体との連携により、木材の6次産業化を検討します。

林業・木材産業の将来のイメージ



林業・木材産業の将来イメージ（さらなる将来の姿）

出典：滋賀県「琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

《今後の主な取組》

施策(事業)の名称	取組内容
(2) 森林資源の利用拡大	
①住宅への市産材の活用	
市産材を活用した木造住宅の推進	・長浜市産木材利用を推進するため、市産木材を活用した住宅に対し支援します。 ・木の良さや木材利用の大切さのほか、健康や癒しの効果等について、広報、啓発を行います。
②公共施設への市産材の活用	
市産材を活用した公共施設の建築	・公共建築物長浜市産材利用促進基本方針に即し、低層の公共建築物については、原則として木造化を図り、内装等は、木材の利用が適切である部分は木質化を積極的に図ります。 ・市産木材を安定的かつ効率的に公共建築物に供給するため「公共建築物長浜市産材調達管理基金」により原木を調達し公共建築物に支給します。
③木質バイオマスエネルギーの有効活用	
森のエネルギーの活用推進	・公共施設に導入した木質バイオマスボイラーでの木質バイオマス利用を進めます。 ・意欲ある活動者が、薪等の生産や販売の実践活動に携われる機会や仕組みづくりに取組みます。
④特用林産物等の利用拡大	
特用林産物等の利用拡大	・特用林産物の生産や利用の拡大に向けて、講座や流通促進の支援に取り組めます。 ・森林のレクリエーション/保健休養の場としての生活環境保全林の適切な維持管理を進めます。

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

《方針3 基本指標》

施策(事業)の名称	指標	現状値 (R5)	目標値 (R7～R11)
(1) 効率的な木材生産			
①森林境界明確化と施業の集約化の推進			
集約化施業の推進	有効な森林経営計画数	33団地	毎年度35団地以上
森林境界明確化	所有者探索完了地区数	3地区	毎年度3地区以上
(2) 森林資源の利用拡大			
①木造住宅の建築			
市産材を活用した木造住宅の推進	市産木材を利用した住宅の支援戸数	11戸 140m ³	毎年度10戸以上 130m ³
②公共施設での木材利用			
市産材を活用した公共施設の建築	公共建築物長浜市産材使用施設数	3施設	毎年度2施設以上

《目標とする指標》

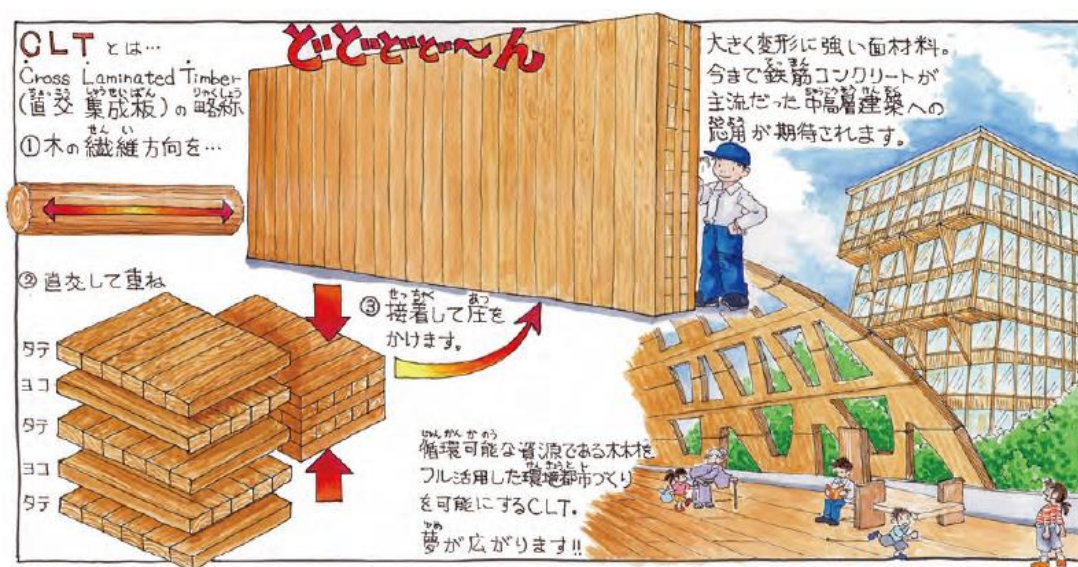
目標達成指標名称	5年間平均 (R1～R5)	中間値 (R11)	目標値 (R16)
素材生産量の増加	9,194 m ³	10,000 m ³	12,000 m ³

◆新たな製品・技術の開発・普及の動き

国では、従来、あまり木材が使われてこなかった分野における木材需要を創出する新たな製品・技術の開発・普及が進んでいます。

●CLT

一定の寸法に加工されたひき板（ラミナ）を繊維方向が直交するように積層接着したCLT（Cross Laminated Timber：直交集成板）が、近年、新たな木材製品として注目されています。欧米を中心にCLTを壁や床、階段等に活用した中高層木造建築物が建てられており、我が国においても共同住宅、ホテル、オフィスビル、校舎等がCLTを用いて建築されています。現在、国を挙げてCLTの普及に取り組まれています。



木質バイオマスのマテリアル利用についても、化石資源由来の既存製品等からバイオマス由来の製品等への代替を進めるため、バイオマスから新素材等を製造する技術やこれらの物質を原料とした具体的な製品の開発が進められています。

●セルロースナノファイバー

セルロースナノファイバー（CNF）は、木材の主要成分の一つであるセルロースの繊維をナノ（10億分の1m）レベルまでほぐしたもので、軽量ながら高強度、膨張・収縮しにくい、ガスバリア性が高いなどの特性を持つ素材です。プラスチックの補強材料、電子基板、食品包装用フィルム等への利用が期待されており、一部では実用化も進んでいます。

●改質リグニン

リグニンは、木材の主要成分の一つであり、高強度、耐熱性、耐薬品性等の特性を有する高付加価値材料への展開が期待される樹脂素材です。国立研究開発法人森林研究・整備機構森林研究所は、物理特性を改質した「改質リグニン」の製造技術の確立に成功し、改質リグニンを素材とした高付加価値製品の開発を行っています。

（参照資料：令和元年版森林・林業白書）

◆ながはま森林マッチングセンターの取組

■メープルシロップの特産化に挑戦

・長浜市で採れるメープルシロップとは

一般に市販されているメープルシロップは、サトウカエデの樹液から作られた輸入品です。サトウカエデは日本には自生していませんが、同じく甘い樹液が採れるカエデは本市にも自生しています。その代表がイタヤカエデとウリハダカエデです。

・メープルシロップの採取

カエデは芽吹きの前準備をいち早く始めるため、冬の寒い季節に大量の水を吸い上げ幹に蓄えたでんぷんを糖に変えて木全体に行き渡らせます。

カエデが枯れないように一か所だけ穴をあけて1滴ずつ樹液を採取します。本市で樹液が採れるのは1月下旬から3月初旬の1か月余りです。夜間に氷点下、日中に5℃以上になる寒暖の差が大きい日に樹液が出てきます。樹液の見た目は無色透明で、わずかな甘味が感じられます。

森で採取した樹液を約45分の1に煮詰めるとメープルシロップになります。カリウムやカルシウム等のミネラル分が多く含まれているほか、アントシアニン等のポリフェノールもたくさん含まれています。

・メープルシロップを活かした森づくり

同センターでは、観察会やカエデの植樹等を通して、様々な人が森に親しみ森林資源の利用拡大のきっかけづくりとして取り組んでいます。



森林での樹液採取



メープルシロップ

【方針4】多様な主体による森林づくり

・市内の多くの里山林は、利用や整備がされなくなり、森林機能が失われてきています。また、灌木や竹等により藪化し、野生動物の棲息地となり、周辺に大きな獣害をもたらすようになりました。このため、森林所有者だけではなく、市民、企業や事業体等、多くの方々の協力により、里山林の保全活動が活性化されるよう取組を行います。

また、里山林の保全管理を進めるため特用林産物の生産や、森林空間を利用した新たな森林資源の活用など、森林整備や林業振興を一体とした山村の活性化について検討します。

(1) <市民参画の推進>

《主な現状と課題》

- かつて里山林は、山村に住む森林所有者や里山林周辺の住民により管理されることで、市民の生活に恩恵をもたらしてきましたが、山村の過疎化・少子高齢化が著しく進行している中、里山林の管理が困難な状況です。
- 里山林を適正に管理するためには、長期の管理・整備方針を定めて手入れを行う必要がありますが、里山林の知識や技術があり、指導できる人材は限られています。
- 森林づくり団体は、国の「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」の活用団体を中心に微増傾向にありますが、人材の確保や事務局業務が大変なこと等から団体が継続して活動することが難しい状況です。
- 森林づくり団体が、きのこや薪、間伐材等の森林の恵みを得ながら、自由に活動できるフィールドを探すことは難しい状況です。

《対策》

<多様な主体による森林づくり>

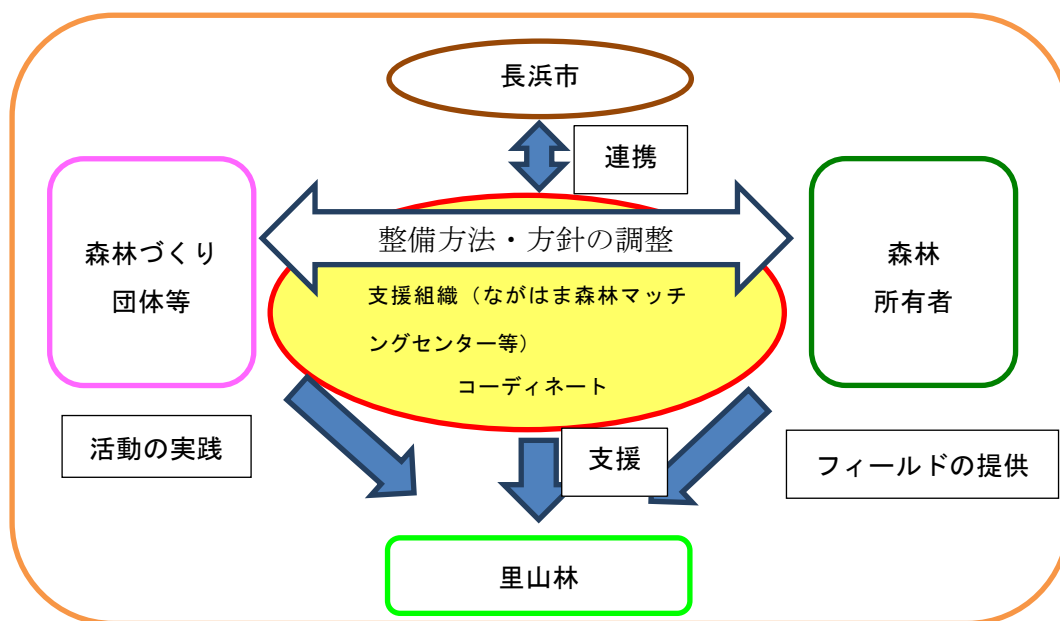
- 里山林の保全活動が推進されるよう、森林づくり団体、森林所有者、本市等が連携して進める仕組みづくりに努めます。
- 森林づくり団体等が行う、里山林の保全、森林資源の利用、森林環境学習等の活動を支援し、森林が持つ多面的機能を持続的に発揮させます。
- 森林づくり団体や市民の皆さん等が森林の恵みを得ながら、自由に活動できるフィールドを提供することを検討します。
- 森林づくり団体の活動が森林や里山林の恵みを活かした充実した活動となるよう講習会の充実や団体間のネットワークづくりを推進します。
- 山村に存在する資源の活用により特用林産物の生産や森林を活用したイベント等のサービス事業による仕事づくりを進めるとともに、都市地域からの移住・定住の促進につなげます。

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

○本市の森林は、賤ヶ岳、小谷城跡等戦国時代の表舞台となった遺跡や史跡等の文化財が数多くあります。これらの景観形成に森林が担っている役割は大きく、遺跡や史跡等の文化財に調和した森林づくりを推進します。

<市有林の有効活用>

○本市有林について、調査や資料整理を行うとともに、利活用の検討を進めます。



《今後の主な取組》

施策(事業)の名称	取組内容
(1) 市民参画の推進	
①多様な主体による森林づくり	
長浜市森林多面的機能推進事業	・本市内の森林の有する多面的機能を発揮させるための整備活動を支援します。 ・多面的機能の一つである文化機能の発揮を支援します。
市有林有効活用	・地域おこし協力隊や新規参入者（講習参加者）のフィールドとして提供するなど、市有林を有効に活用します。 ・地域住民が親しむための森づくりを地元と連携して進め、森林の空間利用を促進します。

(2) <企業参画の推進>

《主な現状と課題》

- 森林の恩恵を等しく受けている市民の皆さん同様、企業の皆さんにも、本市の一員として、森林づくりを通じて、地域に対する社会貢献活動を行うことが望まれています。
- 地元企業による「奥びわ湖・山門水源の森」のネーミングライツ（命名権）取得や、ボランティア組織と地元企業による保全活動の連携など、森林づくりを通じた社会貢献活動については、認知が増えつつある状況です。

《対策》

<企業の森>

- 企業への森林に対するCSR活動（※注釈①）を促すための対策、森林CO₂吸収認証制度の普及啓発を進めます。
- 県の琵琶湖森林づくりパートナー協定（※注釈②）の制度を活用した森林づくりを推進します。
- 企業の社員の福利厚生としての森林体験活動を推進します。

（※注釈①）CSRとはCorporate Social Responsibilityの略。日本語では、企業の社会的責任と訳される。企業は事業活動を行なう中で、社会的な公正さや環境への配慮等を通じて係わりのあるステークホルダー（消費者、取引先、地域社会、従業員等）に責任ある行動を取るべきだという考え方。

（※注釈②）琵琶湖森林づくりパートナー協定とは、琵琶湖森林づくり条例（平成16年滋賀県条例第2号）の基本理念にのっとり、協働で水源の森林づくりを進めるため、企業と森林所有者が協定を締結し、企業から提供された費用をもとに、森林所有者が森林整備を実施する仕組み。

《今後の主な取組》

施策(事業)の名称	取組内容
(2) 企業参画の推進	
①企業の森	
企業の森(滋賀県森林づくりパートナー協定)	企業と森林所有者が協定を締結し、企業の資金提供等による森林づくりを推進します。

■ 第3 森林づくりの方向性と基本施策

《方針4 基本指標》

施策(事業)の名称	指標	現状値 (R5)	目標値 (R7～R11)
(1) 市民参画の推進			
①多様な主体による森林づくり			
長浜市森林多面的機能推進事業	支援団体数	13団体	毎年度10団体以上

《目標とする指標》

目標達成指標名称	現状値 (R5累計)	中間値 (R11)	目標値 (R16)
森林づくり団体数の増加	53団体	57団体	60団体

第4 森林整備に関する事項

1. 森林の整備および保全に関する基本的な事項
2. 森林の立木竹の伐採に関する事項
(間伐に関する事項を除く)
3. 造林に関する事項
4. 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐および保育の標準的な方法その他間伐および保育の基準
5. 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
6. 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
7. 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施、その他森林施業の合理化に関する事項
8. 森林施業の共同化の促進に関する事項
9. 森林の保護に関する事項
10. その他森林整備の方法に関し必要な事項

1 森林の整備および保全に関する基本的な事項

(1) 地域の目指す森林資源の姿

当森づくり計画における森林の整備および保全に当たっては、森林資源の構成や自然条件および社会的要請等を総合的に勘案し、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、各機能の重複に配慮しながら適正な森林施業の実施や林地の保全により、望ましい森林への誘導と健全な森林の維持造成を図ることとし、適切な森林施業の実施、林道等の路網整備、委託を受けて行う森林施業または経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生動物被害対策等森林の保護に関する取組を推進します。

森林の有する多面的機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能からなる公益的機能および木材等生産機能に分類できます。これら各機能の発揮を期待する区域について、地域の関係者の合意に基づきつつ、具体的な区域の設定を行うこととします。

また、主伐・再造林にあたっては、花粉発生源対策を加速させます。

各機能と、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりとします。

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。

② 山地災害防止機能／土壤保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っている等遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等。

■ 第4 森林整備に関する事項

⑦ 木材等生産機能

材木の生育に適した土壌を有し、木材等林産物として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。

(2) 森林の整備および保全の基本方針

森林の整備および保全に当たっては、琵琶湖総合保全の視点から水源涵養機能を重視しつつ、それ以外の多面的機能についても総合的かつ高度に発揮することができるよう、適正な森林施業の実施や林地の保全を図ることとし、具体的な基本方針は次のとおりとします。

森林の有する機能ごとの森林整備および保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備および保全の基本方針
水源涵養機能	本計画区域の森林の多くは、琵琶湖の集水域に位置していることから、市街地周辺等に所在する一部の森林を除いて、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進することとします。 具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小および分散を図ることとします。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとします。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とします。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林等、土砂の流出、崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進することとします。 具体的には、災害に強い市土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小および回避を図る森林として整備および保全を推進することとします。 集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の浸食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とします。

■ 第4 森林整備に関する事項

快適環境形成機能	市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林および森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進することとします。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとします。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風等に重要な役割を果たしている湖岸林等の保全を推進することとします。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力のある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林等、市民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進することとします。 具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図る等の多様な森林整備を推進することとします。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備および保全を推進することとします。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとします。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとします。

生物多様性保全 機能	全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与しています。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとします。 とりわけ、原始的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林等の属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとします。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとします。
木材等生産機能	林木の生育に適し、効率的な施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとします。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育および間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行います。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進することおよび植栽にあたっては花粉の少ない苗木を優先的に植栽することを基本とします。

2 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進するため、国の示す「主伐時における伐採・搬出指針」（P56）を踏まえるものとします。

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林の有する多面的な機能の維持増進を図ることを目的として、対象森林に関する自然条件および社会的条件、地域等における既往の施業体系、樹種の特性、木材の需要構造、森林の構成等を勘案し、立木の伐採（主伐）の標準的な方法を定めることとします。

主伐とは、更新（伐採跡地が再度立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐または択伐によるものとします。

区分	施業基準
育成単層林施業	（対象とする森林） 標高がおおむね850m以下の人工林、おおむね30年以下のクヌギ、コナラからなる単層林および人工造林によって高い林地生産力が期待されている森林、また森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である天然林等を対象として育成単層林施業の標準的な方法に従って実施することが必要です。
	（方法） 皆伐は、現在育成単層林であるかまたは天然生林のうち気候等の自然条件および一般的な林業技術からみて育成単層林の造成が確実であり、かつ森林生産力および公益的機能の増進が期待される森林において行うものとします。 ① 皆伐については、伐採跡地が連続することがないように、伐採面積の規模に応じて少なくともおおむね20haごとに保護帯を設けるなど、伐採箇所の分散に配慮するものとします。 ② 主伐の時期については、多様な木材需要に対応できるよう、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし、生産目標に応じた林齢で伐採するものとします。 ③ 伐採跡地の人工造林の方法については、後述の造林に関する指針のとおりとし、早期に植栽するものとします。 ④ 皆伐後天然更新を行う場合は、更新を確保するための伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、特にぼう芽更新の場合は、優良なぼう芽を発生させるため11月～3月の間に伐採するものとします。 また、育成単層林の主伐の時期は、下表に示した樹種ごとの生産目標に対応する径級に達する時期を目安として定めるものとします。

■ 第4 森林整備に関する事項

樹種	標準的な施業体系			主伐時期 の目安
	生産目標	仕立て方法	期待径級(直径)	
スギ・ヒノキ	一般建築材	中仕立	2 6 c m	6 0 年生
	造作材	中仕立	3 4 c m	8 0 年生
クヌギ・コナラ類	きのこ原木・薪炭等	-	8 ～ 1 4 c m	2 0 年生

育成複層林施業	(対象とする森林) 林齢の異なる木が混在する針葉樹林、広葉樹が混交している人工林および広葉樹林等であって人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成り立ち、森林の有する諸機能の維持増進が図れる森林を対象として、育成複層林施業の標準的な方法に従って実施するものとします。
	(方法) 択伐は、既に育成複層林を形成している森林、択伐を繰り返し育成複層林に誘導する森林で行うこととし、森林の有する多面的機能の維持増進を図ることができる林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、伐採率（材積率）が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）で実施するものとします。

■ 第4 森林整備に関する事項

(2) 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、地域の標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標や制限林の伐採規制等に用いられるものです。

なお、この基準は、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を義務付けるものでも、伐採を促すものでもありません。

	樹 種					
	ス ギ	ヒノキ	マ ツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全 域	40年	45年	40年	50年	15年	20年

主伐時における伐採・搬出指針
1 目的 森林資源が本格的な利用期を迎える中、森林の有する多面的機能を確保しつつ、森林資源を循環利用し、適切な森林整備を推進することが求められている。 一方、前線や台風等に伴う豪雨が頻発し、山地災害の激甚化及び多様化により、山地の崩壊等の発生に対する住民の関心が高まっている。 このため、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を未然に防止し、林地保全を図るとともに、生物多様性の保全にも配慮しつつ、立木の伐採・搬出後の林地の更新を妨げないように配慮すべきである。 これらを踏まえ、本指針は、林業経営体等が主伐時における立木の伐採・搬出に当たって考慮すべき最低限の事項を目安として示すものである。 本指針の内容については、市町村森林整備計画における計画事項を踏まえ、現場で作業を行う林業経営体等、森林所有者、施業の発注者、森林施業プランナーその他の立木の伐採・搬出に関わる関係者が熟知すべきものである。 なお、主伐後の再造林等に継続的に用いられる道については、集材路ではなく、「森林作業道作設指針」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）に基づく森林作業道として作設するものとする。 2 定義 （1）集材路とは、立木の伐採、搬出等のために林業機械等が一時的に走行することを目的として作設される仮施設をいう。なお、「森林作業道作設指針」に基づく間伐等による木材の集材及び搬出並びに主伐後の再造林等の森林整備に継続的に用いられる森林作業道とは区別する。 （2）土場とは、集材路を使用して木材等を搬出するため、木材等を一時的に集積し、積込みの作業等を行う場所をいう。 3 伐採の方法及び区域の設定 （1）立木の買付け又は伐採の作業受託を行う際には、持続的な林業の確立に向け、森林所有者等に対して再造林の必要性等を説明し、その実施に向けた意識の向上を図るとともに、伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努めるものとする。 （2）立木の伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を超えて伐採する誤伐を行わないように、あらかじめ伐採する区域の明確化を行うものとする。 （3）土砂の流出又は林地の崩壊の危険のある箇所、溪流沿い、尾根筋等において伐採を行う際には、森林所有者等と話し合い、林地の保全及び生物多様性の保全に支障を来さないよう、伐採の適否及び択伐、分散伐採その他の伐採の方法並びに更新の方法を決定するものとする。 （4）林地の保全及び生物多様性の保全のため、保残する箇所及び樹木について森林所有者等と話し合い、必要に応じて溪流沿い、尾根筋での保護樹帯の設定、野生生物の営

巢に重要な空洞木の保残等を行うものとする。なお、やむを得ずこれらの箇所には架線や集材路を通過する場合には、その影響範囲が最小限となるよう努めるものとする。地形、地質、土質、気象条件等を踏まえ、森林の有する公益的機能の発揮を確保するため、伐採の規模、周辺の伐採地との連担等を十分に考慮し、伐採する区域を複数に分割して一つの区域で植栽を実施した後に別の区域で伐採すること、帯状又は群状に伐採すること等により複層林を造成するなど伐採を空間的及び時間的に分散させるものとする。

4 集材路及び土場の計画及び施工

集材路及び土場については、主伐時における伐採・搬出に当たっての一時的な利用を前提としているため、原則として丸太組工、暗きょ等の構造物を必要としない配置とし、以下に留意するものとする。

(1) 林地保全に配慮した集材路及び土場の配置及び作設

① 資料及び現地踏査により、伐採する区域の地形、地質、土質、気象条件、湧水、地表水の局所的な流入などの水系、土砂の流出又は地割れの有無等を十分に確認するものとする。その上で、集材路又は土場の作設によって土砂の流出又は林地の崩壊が発生しないよう、地形に合わせた作業システム（集材方法及び使用機械）を選定し、地形及び地質の安定している箇所を通過する必要最小限の集材路又は土場の配置を計画するものとする。

② 立木の伐採・搬出に当たっては、地形、地質、土質、気象条件等に応じて路網と架線を適切に組み合わせるものとする。特に、急傾斜地など現地条件が悪く土砂の流出又は林地の崩壊を引き起こすおそれがあり、林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所（※）において立木の伐採・搬出する場合には、地表を損傷しないよう、集材路の作設を避け、架線集材により行うものとする。また、やむを得ず集材路又は架線集材のための土場の作設が必要な場合には、法面を丸太組みで支えるなどの十分な対策を講じるものとする。

※林地の更新又は土地の保全に支障を来す場所の例

- ・ 地山傾斜 35° 以上の箇所
- ・ 火山灰、軽石、スコリア、マサ土、粘性土の箇所

③ 集材路又は土場の作設開始後も土質、水系その他の伐採現場の状態に注意を払い、集材路及び土場の配置がより林地の保全に配慮したものとなるようにする。

④ 集材路の線形については、ヘアピンカーブ等の曲線部を除き、極力等高線に合わせるものとする。

⑤ ヘアピンカーブを設置する必要がある場合においては、尾根部その他の地盤の安定した箇所に設置するものとする。

⑥ 集材路又は土場の作設により露出した土壌から土砂が流出し、濁水や土砂が溪流へ直接流入することを防ぐため、一定幅の林地がろ過帯の役割を果たすよう、集材路及び土場は溪流から距離をおいて配置する。また、土質が溪流の長期の濁りを引き起こす粘性土である場合は、集材路又は土場の作設を可能な限り避けるものとする。やむを得ず

作設を行う必要があるときは、土砂が溪流に流出しないよう必要に応じて編柵工等を設置するものとする。

⑦ 集材路については、沢を横断する箇所が少なくなるように配置するものとする。急傾斜地の0次谷を含む谷地形や破碎帯など一般的に崩壊しやすい箇所をやむを得ず通過する必要がある場合は、通過する区間を極力短くするとともに、幅員、排水処理、切土等を適切に実施するものとする。

⑧ 伐採する区域内のみで集材路の適切な線形、配置、縦断勾配等を確保することが困難な場合には、当該区域の隣接地を経由するよう努めるものとする。このとき、集材路の作設に当たっては、当該隣接地の森林所有者等と調整等を行うものとする。

(2) 周辺環境への配慮

① 集材路及び土場については、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象又は水道の取水口が周囲にない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所は避けるものとする。ただし、やむを得ず作設する場合は、人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象に対し土砂、転石、伐倒木等が流出又は落下しないよう、必要に応じて保全対象の上方に丸太柵工等を設置する等の対策を講じるものとする。

② 生物多様性の保全のため、希少な野生生物の生育又は生息情報を知ったときは、線形及び作業の時期の変更等の必要な対策を検討し実施するものとする。

③ 集落、道路等からの景観に配慮し、必要最小限の集材路及び土場の配置及び作設方法となるよう調整するものとする。

(3) 路面の保護と排水の処理

集材路及び土場を安定した状態で維持するためには、適切な排水処理を行うことが重要である。このため、原則として路面の横断勾配を水平にした上で、縦断勾配を可能な限り緩やかにし、かつ、波形勾配を利用することにより、こまめな分散排水を行うものとする。これによることが困難な場合又は地下水の湧出、地形的な条件による地表水の局所的な流入若しくは滞水がある場合は、状況に適した横断溝等を設置するものとする。

このほか、以下の点に留意するものとする。

① 横断溝等については、路面の縦断勾配、当該区間の延長及び区間に係る集水区域の広がり、溪流横断の有無等を考慮して、路面水がまとまった流量とならない間隔で設置するものとする。

② 横断溝等やカーブを利用して分散排水するものとする。

排水が集中する場合は、安全に排水できる箇所（安定した尾根部や常水のある沢等）をあらかじめ決めておくものとし、排水先に適した箇所がない場所では、素掘り側溝等により導水するものとする。

③ 溪流横断箇所においては、流水が道路等に溢れ出ないように施工し、作業期間中はその維持管理を十分に行うとともに、作業終了時には可能な限り原状に復旧するものとする。

④ 洗い越し施工を行う場合においては、横断箇所では集材路の路面に比べ低い通水面を設けることで、流水の路面への流出を避けるようにする。通水面については、一箇所に流水が集中して流速が高まることのないよう、水が薄く流れるように設計し、洗い越しの侵食を防止するものとする。越流水が生じてても水の濁りが発生しにくくなるよう大き

めの石材を路面に設置するなどにより安定させ、土砂の流出のおそれがある場合は、撤去するものとする。

⑤ 曲線部に雨水が流入しないよう、曲線部上部入口手前で排水するものとする。

⑥ 地下水の湧出又は地形的な条件による地表水の局所的な流入又は滞水がある場合は、大雨時の状況も想定した上で、適切な形状及び間隔で側溝や横断排水施設を設置し排水するものとする。

⑦ 丸太を利用した開きょ等を設置する場合は、走行する林業機械等の重量や足回りを考慮するものとする。また、横断溝等の排水先には、路体の決壊を防止するため、岩や石で水たたきを設置する、植生マットで覆う等の処理を行うものとする。

⑧ 水平区間など危険のない場所で、横断勾配の谷側をわずかに低くする排水方法を採用する場合は、必要に応じて盛土のり面の保護措置をとるものとする。なお、木材等の積載時の下り走行におけるブレーキの故障及び雨天又は凍結時のスリップによる転落事故を防止するため、カーブの谷側を低くすることは避けるものとする。

（４）切土・盛土

集材路及び土場については、締固めを十分に行った堅固な土構造による路体とすることを基本とする。

締固めの効果は、

- ・ 荷重が載ったときの沈下を少なくすること
- ・ 雨水の浸透を防ぎ土地の軟化や膨張を防ぐこと
- ・ 土粒子のかみ合わせを高め、土構造物に強さを与えること

などにあることを十分理解し、林業機械等が安全に通行できる路体支持力が得られるよう施工するものとする。

また、切土又は盛土の量を抑えるために、幅員や土場等の広さは作業の安全を確保できる必要最小限のものとし、切土又は盛土の量を調整するなど原則として残土処理が発生しないようにするものとする。やむを得ず残土が発生しそれを処理する場合には、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）をはじめとする各種法令に則して適切に処分する。

① 切土

切土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、林業機械等の作業に必要な空間などを考慮しつつ、発生土量の抑制と切土のり面の安定が図られるよう適切に行う。

切土高は傾斜が急になるほど高くなるが、ヘアピンカーブの入口など局所的に 1.5m を超えざるを得ない場合を除き、切土のり面の安定や機械の旋回を考慮し 1.5m 程度以内とすることとし、高い切土が連続しないようにすることが望ましい。切土のり面勾配については、よく締まった崩れにくい土砂の場合は 6 分、風化の進度又は節理の発達の遅い岩石の場合は 3 分を標準とし、地形、地質、土質、気象条件等の条件に応じて切土のり面勾配を調整するものとする。

なお、土質が、岩石であるときや土砂であっても切土高が 1.2m 程度以内であるときは、直切が可能な場合があり、土質を踏まえ検討するものとする。

崖すいでは切土高が1 mでも崩れる一方、シラスでは直切が安定するなどの例もあり、直切の可否は土質、近傍の現場の状況等を基に判断する。

② 盛土

ア 盛土については、事業現場の地山の地形、地質、土質、気象条件、集材路の幅員、林業機械等の重量等を考慮し、路体が支持力を有し安定するよう適切に行うものとする。

堅固な路体を作るため、盛土は複数層に区分し、各層ごとに30 cm程度の厚さとなるよう十分に締め固めて施工するものとする。

イ 盛土のり面勾配については、盛土高や土質等にもよるが、概ね1割より緩い勾配とする。やむを得ず盛土高が2 mを超える場合は、1割2分より緩い勾配とする。

ウ ヘアピンカーブにおいては、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行うなどして、路体に十分な強度をもたせるようにする。

エ 小渓流や沢、湧水が見られる箇所、地形的な条件による地表水の局所的な流入がある箇所では、盛土を避け、土場は設置しない。やむを得ずそのような場所に盛土する場合には、4（3）に留意して横断溝等を設置するものとする。

オ 盛土の土量が不足する場合は、安易に切土を高くして山側から谷側への横方向での土量調整を行って補うのではなく、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行うものとする。

5 伐採・造材・集運材における作業実行上の配慮

（1） 集材路及び土場については、作業が終了して次の作業まで一定期間使用しない場合には、流路化による土砂の流出防止や、植生回復に配慮し、路面に枝条を敷設するなどの措置を講じるものとする。

（2） 集材路又は土場の路面のわだち掘れ、泥濘化及び流路化を避けるため、降雨等により路盤が多量の水分を帯びている状態では通行しない。やむを得ず通行する場合には、丸太の敷設等により、路面のわだち掘れ等を防止するものとする。

（3） やむを得ず伐採現場が人家、道路、鉄道その他の重要な保全対象の周囲に位置する場合には、伐倒木、丸太、枝条及び残材、転石等の落下防止に最大限の注意を払い、必要な対策を実施するものとする。

6 事業実施後の整理

（1） 枝条及び残材の整理

① 枝条及び残材については、木質バイオマス資材等への有効利用に努めるものとする。

② 枝条又は残材を伐採現場に残す場合には、以下の点に留意するものとする。

ア 伐採後の植栽作業を想定して、伐採作業時から伐採後の地拵え等の作業が効率的に行えるよう枝条等を整理するとともに、造林事業者が決まっている場合は、造林事業者と現場の後処理等の調整を図るものとする。

イ 林地の表土保護を目的とした枝条の敷設による整理を行うなど、枝条又は残材を置く場所を分散させ、杭を打つなどの対策を講じるものとする。

ウ 天然更新を予定している区域では、枝条等が萌芽更新、下種更新等の妨げとならないように留意し、枝条等を山積みにすることを避けるものとする。

エ 枝条等が出水時に溪流に流れ出ること、雨水を滞水させること等により林地崩壊を誘発することがないように、沢に近い場所、溪流沿い、集材路、土場、林道等の道路脇に積み上げないものとする。

(2) 集材路及び土場の整理

① 集材路及び土場については、原則として植栽等により植生の回復を促すものとする。また、路面水の流下状況等を踏まえ、植生が回復するまでの間、土砂の流出等が抑えられるよう、十分な深さの横断溝等、植生回復まで耐えうる排水処置を行うものとする。なお、植生回復のため作設時に剥ぎ取った表土の埋め戻しを行う場合は、これらの表土が流出しないようしっかりと締め固めるものとする。

② 立木の伐採・搬出に使用した資材、燃料等の確実な整理及び撤去を行うものとする。

(3) 森林所有者等の現地確認

全ての作業が終了し、伐採現場を引き上げる前に、伐採現場における枝条及び残材の整理の状況、集材路及び土場の整理の状況等を造林の権原を有する森林所有者等と現地で確認し、必要な措置を行うものとする。

7 その他

(1) 集材路及び土場の作設に当たって、傾斜 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いの箇所を通過する場合は、丸太組工等の構造物を設置する森林作業道として作設するものとし、当該構造物の設置により経済性を失う場合、環境面及び安全面での対応が困難な場合は、林道とタワーヤード等の組合せによる架線集材を行うものとする。

(2) 集材路又は土場の作設を含む立木の伐採・搬出に当たっては、森林法（昭和 26 年法律第 249 号。以下「法」という。）その他の関係法令に基づく各種手続（許可、届出等※）を確実にを行うものとする。

※許可や届出の例

- ・ 林地開発許可（法第 10 条の 2）
- ・ 伐採及び伐採後の造林の届出（法第 10 条の 8）
- ・ 保安林における立木の伐採の許可（法第 34 条第 1 項）
- ・ 保安林における作業許可（法第 34 条第 2 項）

(3) 林業経営体等は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）その他の労働関係法令を遵守し、労働災害の防止、労働環境の改善に取り組むものとする。

(4) 本指針については、全国の事例を基に適宜見直しを行っていくものとする。

(5) 地質の特性や排水施設の具体例等を整理した「森林作業道作設指針の解説」も参考にされたい。

<令和 5 年 3 月 31 日付け 4 林整整第 9 2 4 号林野庁長官通知>

■ 第4 森林整備に関する事項

3 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行います。また、苗木の選定に当たっては少花粉スギ等の花粉対策に資する苗木の増加に努めるものとします。

① 人工造林の対象樹種

人工造林の植栽にかかる樹種については、スギは沢沿いから斜面下部（南斜面の乾燥した土壌を除く）、ヒノキは斜面中から上部を基本として選定します。

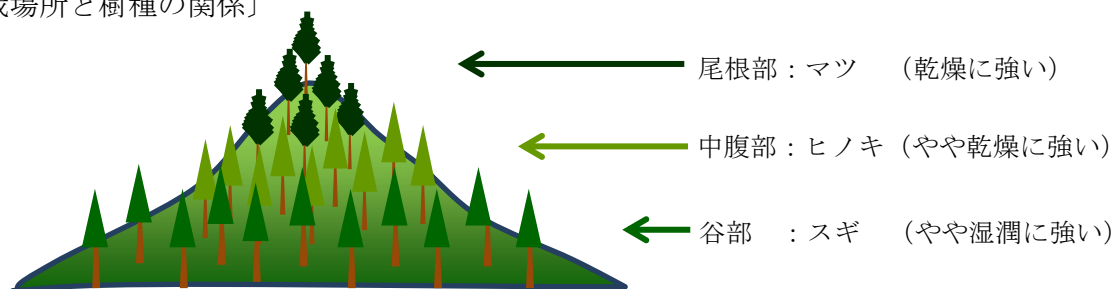
区 分	樹種名（針葉樹）	樹種名（広葉樹）
人工造林対象樹種	スギ、ヒノキ、アカマツ等	クヌギ、ケヤキ等

（注）更新にあたっては、花粉の少ない森林への転換を図るため、花粉症対策に資する苗木の植栽、針広混交林への誘導等に取り組むこととします。

アカマツを植栽する場合は、マツクイムシに対する抵抗性のある苗木に限ります。

上記に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、在来種を中心に選定し、県の林業普及指導員または林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択するものとします。

〔植栽場所と樹種の関係〕



② 人工造林の標準的な方法

（ア）人工造林の樹種別、仕立ての方法別植栽本数

樹 種	仕立ての方法	植 栽 本 数	備 考
スギ ヒノキ	単層林密仕立て	3,000～4,000 本/ha	
	単層林中仕立て	2,500～3,000 本/ha	
	単層林疎仕立て	2,000 本/ha	
	複層林中仕立て	1,000 本/ha	
広葉樹	単層林	500～2,500 本/ha	クヌギ・コナラ等
	複層林	250～1,000 本/ha	薪炭林の二次林等

（注）上記に定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、県の林業普及指導員または林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を判断すべきものとします。

■ 第4 森林整備に関する事項

(イ) 人工造林の方法

区 分	標 準 的 な 方 法
じごしら 地 拵 えの方法	伐採木および枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理することとし、気象害や林地の保全に配慮する必要がある場合には、筋置きとする等の点に注意するものとします。
植 付 け の 方 法 (育成単層林)	気候その他の自然条件および既往の植付け方法を勘案して定めるとともに適期に植付けるものとします。
植 付 け の 方 法 (育成複層林)	下層木の生育に必要な相対照度を確保するために除伐、間伐または択伐による主伐等を実施し、下層木の更新は原則として樹下植栽によるものとしますが、隣接地に広葉樹等が残存している林地においては、天然下種更新についても考慮します。

(注) 地拵え: 植栽の準備のため、雑草や灌木の刈払いや伐採した樹木の枝等の整理を行う作業。

上記の区分の他、コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めます。

③ 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林資源の積極的な造成とともに、林地の荒廃を防止するため、以下の期間に更新を行うものとします。

伐採跡地の人工造林をすべき期間	森林の有する公益的機能の維持および早期回復ならびに森林資源の造成を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し、2年以内に人工造林を行うものとし、択伐による主伐を行った場合は5年以内に人工造林を行うものとします。
-----------------	--



高性能林業機械を用いた間伐作業（木之本町黒田）

(2) 天然更新に関する事項

天然更新は、前生樹の育成状況、母樹の存在等森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行うものとします。

「更新」とは、伐採跡地（伐採により生じた無立木地）において、造林により更新樹種を育成し、再び立木地とすることをいいます。

「更新樹種」とは、植栽木、天然下種等により発生する稚樹およびぼう芽のうち将来の森林の林冠を構成する樹種をいいます。

「天然更新」とは、天然下種、ぼう芽等、主として天然力を活用して行う更新であり、必要に応じて天然更新補助作業が行われます。

「天然更新補助作業」とは、更新樹種が生育できる空間や光、土壌環境等を確保するための作業であり、地表処理、刈出し等の作業のほか、天然更新の不十分な箇所に行う補助的な植え込み等を含む造林の作業種です。

「更新の完了」とは、伐採跡地において更新樹種が十分に発生・生長し、目標とする森林（高木性のものに限り）が成立すると見込まれる状態とします。

① 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、将来その林分において高木となりうる樹種、または先駆的な中木となる樹種であり、植生遷移によって将来は高木となることが期待できる樹種とし、自然条件、周辺環境等を勘案して適地適木を目的として行うこととします。

一例としては以下のとおりです。

区 分	樹種名
針葉樹	スギ、ヒノキ、マツ、イチョウ、イチイ、カヤ、イヌマキ、モミ等
広葉樹	ブナ、トチノキ、ミズナラ、カシ類、シイ類、ナラ類、クリ、クルミ、ハンノキ、ミズメ、シデ、ケヤキ、カツラ、ホオノキ、サクラ、カエデ類、アカメガシワ、キリ、ヤマウルシ、ハゼノキ、ソヨゴ、シキミ、アセビ、クサギ等

② 天然更新の標準的な方法

天然更新を行うに際しては、森林の確実な更新を図ることを目的に、以下に示す作業を標準として実施するものとします。

■ 第4 森林整備に関する事項

(ア) 天然下種更新による場合

森林の状況に応じて、地表処理、刈出し、植込み等の天然更新補助作業を行うこととします。

地表処理については、ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行うこととします。

刈出しについては、ササ等の下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととします。

植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要本数を植栽することとします。

(イ) ぼう芽更新による場合

ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じて芽かきまたは植込みを行うこととします。

[天然更新補助作業の標準的な方法]

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	笹の繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、掻き起こしや枝条整理等を行い、種子の定着および発育の促進を図るものとします。
刈 出 し	天然稚幼樹の生育が笹等の下層植生によって阻害されてる箇所については稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の生長の促進を図るものとします。
植え込み	天然下種更新およびぼう芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとします。
芽 か き	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じて優良芽を1株当たり2～3本残すものとし、それ以外はかきとります。

③ 伐採跡地の天然更新をすべき期間および完了基準

伐採跡地の天然更新をすべき期間および完了基準	森林の有する公益的機能の維持および早期回復を図る観点から、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して、5年以内に天然更新が完了しているものとします(ただし、補助造林事業により必要な場合は2年以内とします)。 天然更新による伐採後5年目の期待成立本数を、おおむね7,000本/haを標準とし、期待成立本数の10分の3を乗じた本数(2,100本/ha)以上を天然更新の完了基準とします。 なお、詳細は、「天然更新完了基準」によるものとします。 また、伐採後5年以内に天然更新の完了を確認し、更新が未了と判断された場合は、すみやかに植栽や更新補助作業等を行うものとします。
------------------------	--

長浜市天然更新完了基準

1. 天然更新対象地

本基準の対象とする森林は、天然更新予定地、更新が未了の箇所、気象害等による更新不成績地等とする。ただし、伐採前に竹やササが優占している箇所については、本基準の対象としない。

なお、保安林及び開発に係る更新方法の基準については、それぞれの法令や指導によることとし、対象に含めないものとする。

2. 天然更新対象樹種

後継樹となる更新対象とする樹種は、将来その林分において高木となりうる樹種、または、先駆的な樹種である中木であって、植生の遷移により、将来、高木となることが期待できる樹種とする。

3. 更新および更新補助作業

- (1) 本基準の対象とする更新種は、天然下種更新、ぼう芽更新、伏条更新とする。
- (2) 本基準の対象とする更新補助作業は、植込み、必要な幼樹の刈り出し等とする。

4. 更新が完了した状態（更新完了基準）

(1) 伐採後5年目における更新完了基準

- ① 後継樹は、更新対象樹種のうち、樹高がおおむね1.5m以上のものとする。
- ② 更新が完了した状態は、後継樹の密度が2100本/ha以上 とする。

(2) 伐採後2年目における更新完了基準（造林事業等により、伐採後2年以内に更新調査を行う必要がある場合）

- ① 後継樹は、地域における技術的蓄積や森林の状態等から確実な更新が見込められるものであって、樹高が20cm以上のものとする。
- ② 更新が完了した状態は、後継樹の密度が2100本/ha以上 とする。

(3) 上記の条件を満たさない場合には、植栽もしくは追加的な更新補助作業を実施することとする。

(4) 上記の条件を満たす場合であっても、部分的な山腹の崩壊や土砂が流出している場合には、植栽等により防災措置を講ずること。また、獣害により健全な生育が期待できないおそれがある場合には適切な防除方策を実施することとする。

5. 更新調査の方法

- (1) 更新については、更新調査をもって更新が完了した状態を確認する。
- (2) 更新調査の時期は、伐採後5年目とする。造林事業等により、伐採後2年以内に更新調査を行う必要がある場合には、4-(2)の基準を用いて調査を行う。ただし、伐採後2年以内に調査を行う場合であっても、伐採後5年目に、4-(1)の基準で更新調査を実施することとする。

4一(1)の更新基準を満たさず、経過観察をする場合は、当該調査を行った3～5年後に再調査を行う。

(3) 調査の方法は原則をして標準地調査によることとする。

① 標準地は、天然更新対象地の地形、植生等を考慮のうえ、現地実態から平均的とみられる箇所を選択する。

② 標準地の数は、下記を目安として現地の状況に応じて増減する。

天然更新対象地面積	0ha 以上 2.00ha 未満	1 箇所
	2.00ha 以上 5.00ha 未満	2 箇所
	5.00ha 以上	3 箇所

③ 標準地の大きさは、10m×10mとする。

④ 明らかに天然更新完了基準を満たしている場合には、目視とすることができるが、この場合、野帳の記録および写真を保管する。

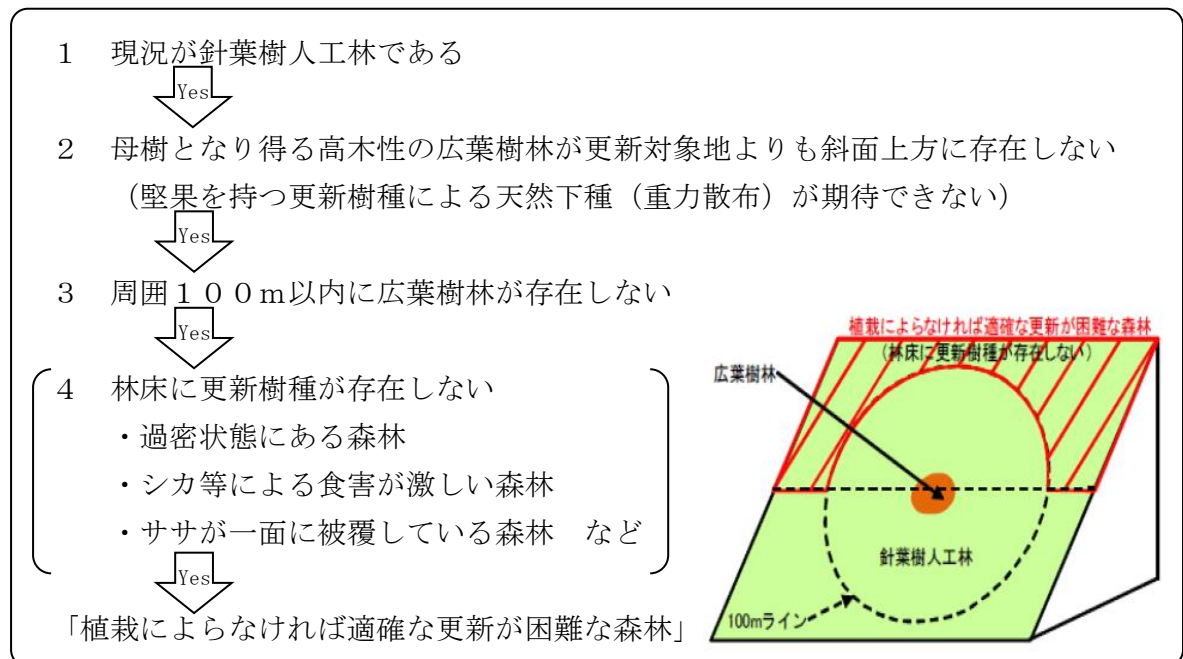
(4) 更新調査野帳の様式は、別に定める。

(3) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

① 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

種子を供給する母樹が存在しない森林、天然稚樹の育成が期待できない森林、面積の大きな人工林等、天然更新が期待できない森林の基準については、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫害および鳥獣害の発生状況、当該森林および近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況、森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して、適確な更新を確保することとします。

【基準】



< 出典：「天然更新完了基準書作成の手引き（解説編）」（林野庁） >

② 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当なし

(4) 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林命令の基準

森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止または造林の命令の基準については、次のとおり定める。

① 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合

3(1)の①(P62)による。

イ 天然更新の場合

3(2)の①(P64)による。

② 人工造林および天然更新の標準的な方法

ア 人工造林の場合

3(1)の②③(P62～63)による。

イ 天然更新の場合

3(2)の②③(P64～65)による。

■ 第4 森林整備に関する事項

4 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐および保育の標準的な方法、その他間伐および保育の基準

(1) 間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法

- 間伐効果を長期間発揮させ育林コストの縮減等を図る観点から、気象被害等に十分注意した上で伐採率（本数率）を20%～30%で実施します。対象となる森林はうっ閉（樹冠疎密度10分の8以上）し立木間の競争が生じ始めた森林であり、伐採は伐採率（材積率）が35%以下で行い、かつ、伐採した日から概ね5年後においてその樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが見込まれる範囲内で行うこととします。
- 立木の生育の促進ならびに林分の健全化および木材としての利用価値を向上するため、次の内容を一般的な方法とします。

間伐を実施すべき標準的な林齢および間伐の標準的な方法

樹種	施業体系 生産目標 植栽本数	間伐区分	間伐時期	伐採率 (本数率)	備 考
スギ ヒノキ	中仕立て 並材生産 心持柱材 板材・造作材 [2,500本 /ha]	除伐 (第1回間伐)	13年	5%	生育不良木を除伐
		第2回間伐	18年	18%	形成不良木を間伐
		第3回間伐	25年	20%	劣勢不良木を間伐
		第4回間伐	35年	30%	利用間伐
		第5回間伐	48年	30%	長伐期施業の場合 利用間伐
		第6回間伐	65年	30%	長伐期施業の場合 利用間伐
広葉樹等	それぞれ樹種・利用目的（短伐期利用・20年生程度：薪炭・チップ材等、きのこ原木、パルプ材等／中伐期利用・50年生程度：木工用材等／長伐期利用・100年生以上：家具、建築用材等）に応じた保残木を選定し、その健全な育成と利用価値の向上を促進します。また搬出間伐による材の利用を目的の一つとします。				

■ 第4 森林整備に関する事項

(2) 保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢および回数														標準的な方法	備考
		1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目	7回目	8回目	9回目	10回目	11回目	12回目	13回目	14回目		
下刈り	スギ ヒノキ 広葉樹	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	7年生	8年生	9年生	10年生						造林木の育成に支障をきたす、雑草、灌木、笹類、ぼう芽等を刈り払い、造林木が順調に成育できるようにします。 また、ツル類の繁茂が著しい所では、つる切りを行います。	
雪起し	スギ ヒノキ 広葉樹	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	7年生	8年生	9年生	10年生	11年生	12年生	13年生	14年生	15年生	積雪により傾倒した造林木を縄類で起こします。なお、1～2年生の造林木には、根踏みも行います。	
除伐	スギ ヒノキ 広葉樹	13年生～16年生で1回														造林木の育成に支障となる不要木、不良木を刈り払い除去し、造林木に巻き付いたツル類を取り除きます。	
枝打ち	スギ・ ヒノキ	18年生	25年生	35年生												間伐終了後に力枝より下の枝をナタ等で取り除きます。 枝打ち高はおおむね6mとします。	

(注) 秋植え（11月～12月の植栽）を基本としています。

(3) その他必要な事項

局所的な立地条件に応じて実施すべき間伐および保育の基準は以下のとおりです。

① 間伐

間伐が十分に実施されていない人工林については、概ね40%の伐採率（本数率）により間伐を実施することとし、風雪害に留意する必要がある場所は、間伐の繰り返し期間を5年程度として、10%程度の伐採率（本数率）による間伐を実施することとします。

② 下刈り

雑草木の繁茂が著しく木の成長が遅い造林地については、標準的な方法に示す林齢を超える森林についても、必要に応じ木の高さが雑草木のおおむね1.5倍程度になるまで追加して行います。

③ つる切り

つる類の繁茂の著しい、沢沿いの箇所については、必要に応じ、2～3年に1回、立木の育成に支障をきたさないよう実施します。

5 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

(1) 公益的機能別施業森林の区域および施業の方法

① 水源涵養機能維持増進森林

水源涵養機能の維持増進を図る必要のある森林を表1に定めます。

浸透・保水能力の高い森林土壌の維持および根系、下層植生の良好な発達が確保される森林施業を推進します。

○施業の方針

伐期の延長を推進すべき森林とし、伐期の間隔を拡大する（標準伐期齢＋10年以上）とともに、主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐採面積の規模縮小や分散を行い、更新未完了の面積が連続して20haを超えないよう実施することとします。ただし、地形・地質等を勘案して10haを下限として伐区を縮小することができるものとします。

現況が単層林のものについては、下層植生の維持を図りつつ適正な森林の立木蓄積を維持し、根系の発達を確保するとともに、自然条件に応じて複層林施業や広葉樹の導入による針広混交林施業を推進します。複層林施業については、主伐は伐採木の周辺木の配置状況を考慮して行うものとします。

主伐後の伐採跡地については、早期更新を基本とし、本計画において定める標準的な本数を基準として、主伐に係る伐採材積の比率に応じて植栽するものとします。

造林樹種については、本計画において人工造林すべき樹種を主体として定めるものとします。なお、複層林の造成後は、上層木の成長に伴って、林内相対照度が低下し下層木の成長が抑制されることから、下層木の適確な生育を確保するため適時に間伐を実施することが必要ですが、この場合上層木の伐り過ぎによる公益的機能の低下を防止するため、一定の蓄積が常に維持されるようにするものとします。

さらに、間伐や択伐の実施により高齢級に移行させつつ確実な更新を図ることとします。

② 土地に関する災害防止機能、土壌の保全機能、快適環境形成機能または保健機能維持増進を図るための森林

ア 山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林

災害防止機能および土壌の保全機能の維持増進を図る森林を表1に定めます。

地形・地質等の条件を考慮し、伐採に伴って発生する裸地化の縮小や回避を図る森林施業を推進します。

イ 快適環境形成機能増進森林

市民の日常生活に密接な関わりを持ち、気象の影響を緩和する機能や美的景観を維持増進する必要のある森林を表1に定めます。

気象の影響を緩和するために有効な森林の構成の維持や市街地と一体となって優れた景観美を構成する森林の維持・形成に配慮した森林施業を推進します。

ウ 保健文化機能維持増進森林

湖沼、溪谷等の景観と一体となり優れた自然美を構成している森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見できる森林、史跡・名勝・天然記念物の周辺森林、保健保安林、風致保安林および地区、ハイキング・キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林等の市民の保健・教育的利用等に適した森林を表1に定めます。

憩いと学びの場を提供するため、広葉樹を導入し美的景観の維持形成に配慮した森林施業を推進します。

○施業の方針

これらの森林の有する公益的機能を特に発揮させる必要のある森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林とし、伐採率（材積率）30%以下の択伐を実施することとします。なお、主伐後の造林を人工植栽により行う場合は、伐採率（材積率）40%以下の択伐を行うものとします。

適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分において森林の有する公益的機能の確保ができる森林では、長伐期施業を推進すべき森林とし、長伐期施業（標準伐期齢×2倍以上）により、公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径材の生産を目標とします。長伐期施業は、公益的機能をより高度に発揮させるとともに、大径材の生産を目標とします。林木の成長による過密化に伴う林内相対照度の低下を防止して下層植生を適正に維持し、一定の蓄積を維持できるよう、適切に間伐を実施することとします。

また、主伐を皆伐により実施する場合は、伐採に伴う裸地化による影響を軽減するため、伐採面積の規模縮小や分散を行い、更新未完了の面積が連続して20haを超えないよう実施するものとします。ただし、地形・地質等を勘案して10haを下限として伐区を縮小することができるものとします。

なお、保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林を維持または造成のために特定の樹種の広葉樹を育成する森林施業を行うことが必要な場合は、特定広葉樹育成施業を推進すべき森林とします。

特定広葉樹は郷土樹種を主体として、地域独自の景観、多様な生物の生息・生育環境を形成する森林を構成する樹種を指定するものとします。

特定広葉樹の伐採については、常に特定広葉樹の立木の蓄積が維持される範囲において行うものとします。

特定広葉樹以外の立木については、特定広葉樹が優勢となる森林を造成し、またはその状態を維持するため伐採を促進するものとします。

天然更新に必要な母樹のない森林など、植栽によらなければ特定広葉樹の立木の適確な生育を確保することが困難な森林の主伐跡地においては、適確な本数の特定広葉樹を植栽し、また天然更新が見込まれる場合においても、確実な更新を図るため必要に応じて更新補助作業を行うものとします。

また、特定広葉樹の適確な生育に必要な下刈、除伐等の保育を必要に応じて行うものとします。

③木材生産機能の維持増進を図る森林の区域および森林施業の方法

ア 木材等生産機能維持増進森林

立木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林を表1に定めます。

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、適正な造林、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化を通じた効率的な森林施業を推進します。

アー1 木材等生産機能維持増進森林のうち特に効率的な施業が可能な森林

木材等生産機能維持増進森林のうち、自然的・社会的条件等を勘案し、森林の一体性を踏まえつつ、特に効率的な森林施業が可能な森林を表1に定めます。

イ 谷口林業地保存地域

谷口林業地は、本市谷口町にあり、大きく生育したスギから順に、必要量のみを伐採し、その伐採跡地に数本の自家養苗した大型苗木を植栽されてきました。その結果、択伐林経営といわれる谷口独特の森林管理が自然に行われてきました。また、木材も非常に優れたものが得られることから、この地域の択伐林経営を保存する森林施業を推進します。

○施業の方針

第4の2（1）において、参考として示す樹種別の生産目標に対応する「主伐時期の目安」を標準として施業を行うこととしますが、森林の公益的機能の発揮にも留意しつつ、路網整備、森林施業の集約化・機械化等を通じた効率的な森林整備を推進するとともに、特に効率的な施業が可能な森林における人工林の伐採後は、原則、植栽による更新を行うこととし、多様な木材需要に応じた持続的・安定的な木材等の生産が可能となる資源構成となるよう努めるものとします。

■ 第4 森林整備に関する事項

【表1】

区 分	面積(ha)	森林の区域
水源涵養機能維持増進森林	33,958	別途図示
山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林	11,954	
快適環境形成機能増進森林	41	
保健文化機能維持増進森林	10,124	
木材等生産機能維持増進森林	7,298	
特に効率的な施業が可能な森林	777	
谷口林業地保存地域	147	

(注1) (一社) 滋賀県造林公社営林地については、水源涵養機能維持増進森林とし基準を標準伐期齢とします。

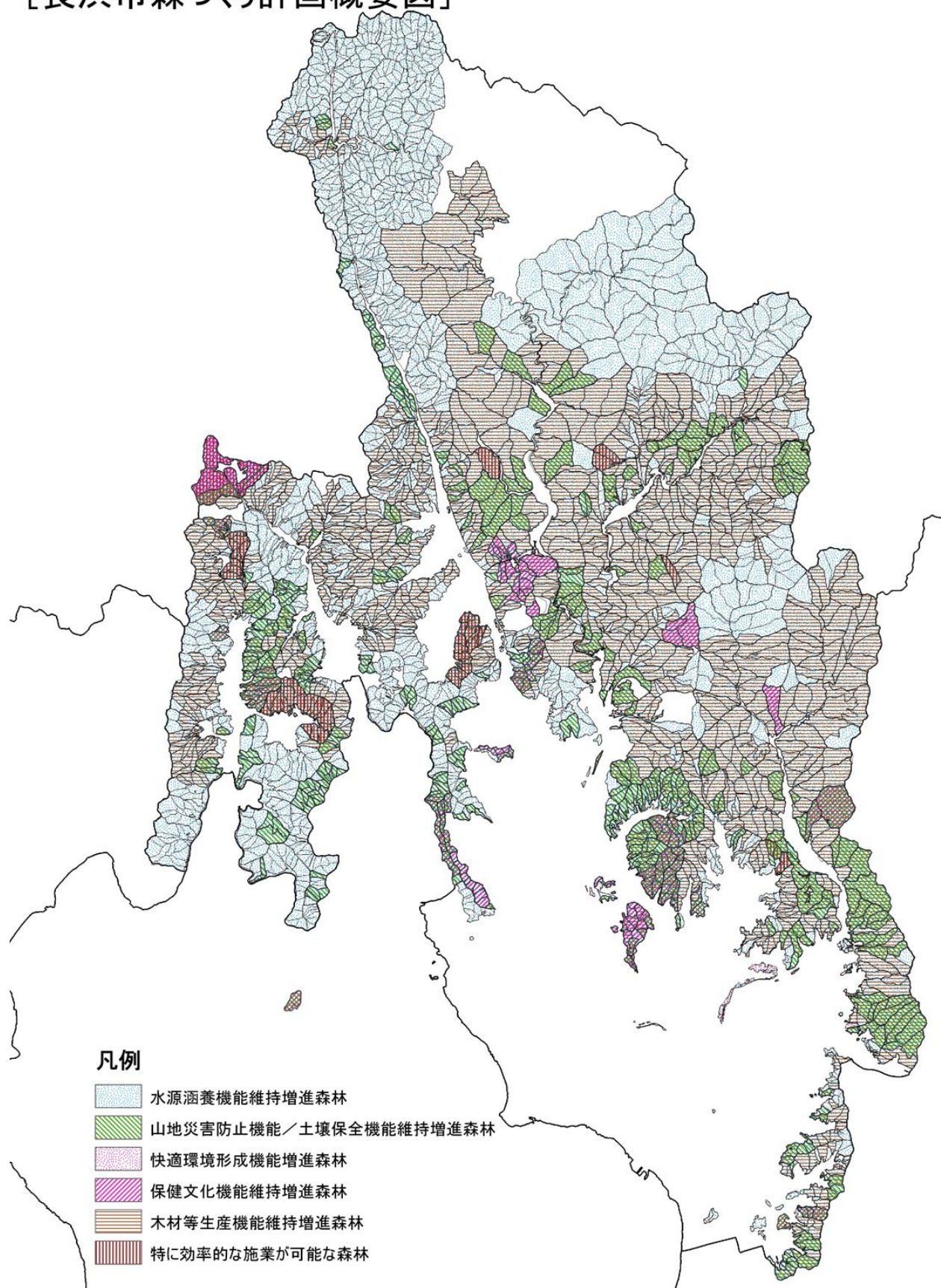
(注2) 琵琶湖森林づくり事業における長寿の森奨励事業協定林については水源涵養機能維持増進森林とします。

(注3) 区域の記載については、長浜市森づくり計画概要図に図示しています。なお、国有林については、国有林計画概要図に図示しています。

(注4) 本計画の公益的機能別森林の区域における名称は、下表のとおり略称を用いるものとします。

略称	省令で定める名称
水源涵養機能維持増進森林	水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
山地災害防止機能/土壌保全機能維持増進森林	土地に関する災害の防止および土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
快適環境形成機能維持増進森林	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林
保健文化機能維持増進森林	保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

[長浜市森づくり計画概要図]



■ 第4 森林整備に関する事項

6 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

(1) 作業路網の整備に関する事項

① 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準および作業システム等

効率的な森林施業を推進するための林地傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について示します。

なお、実施にあたっては、現地の状況と採用する作業システムに応じて個別の検討を行うこととします。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	森林作業道	合計
緩傾斜地 ($0^{\circ} \sim 15^{\circ}$)	車両系 作業システム	35～50	65～200	100～250
中傾斜地 ($15^{\circ} \sim 30^{\circ}$)	車両系 作業システム	25～40	50～160	75～200
	架線系 作業システム		0～35	25～75
急傾斜地 ($30^{\circ} \sim 35^{\circ}$)	車両系 作業システム	15～50	45～125	60～150
	架線系 作業システム		0～25	15～50
急峻地 ($35^{\circ} \sim$)	架線系 作業システム	5～15		5～15

さらに、計画期間内に林道等の路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を設定します。

路網整備等推進区域	面積 (ha)	開設予定 延長 (m)	備考
高山町	100	15,000	
醍醐町	30	4,500	
谷口町	20	3,000	
小野寺町	20	3,000	
池奥町・尊勝寺町	20	3,000	
岡谷町	20	3,000	

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定 延長(m)	備考
太田町	2 0	3, 0 0 0	
乗倉町・当目町	1 0	1, 5 0 0	
岡谷町	1 0	1, 5 0 0	
堀部町	1 0	1, 5 0 0	
鳥羽上町	1 0	1, 5 0 0	
野瀬町	3	5 0 0	
高月町高野	5	1, 0 0 0	
木之本町古橋	1 7	3, 0 6 0	
木之本町金居原	3 0	5, 4 0 0	
木之本町杉野	3 1	3, 0 0 0	
木之本町川合	6 1	7, 8 0 0	
木之本町音羽	6 0	1 2, 0 0 0	
余呉町国安	1 0	1, 8 0 0	
余呉町下丹生	1 0	1, 8 0 0	
余呉町上丹生	5	9 0 0	
余呉町摺墨	2 0	3, 6 0 0	
余呉町文室	1 5	2, 7 0 0	
西浅井町余	8	1, 4 4 0	
西浅井町大浦	8	1, 4 4 0	
西浅井町八田部	8	1, 4 4 0	
西浅井町山田	1 2	2, 1 6 0	
西浅井町祝山	1 0	1, 8 0 0	
西浅井町菅浦	3 2	5, 7 6 0	
西浅井町山門	1 0	2, 0 0 0	

■ 第4 森林整備に関する事項

② 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の林道の整備を図る必要性から林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（令和3年4月1日付け2林整第1396号林野庁長官通知）に基づき開設します。

イ 基幹路網の整備計画

基幹路網の開設に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に効率的な森林施業や木材の効率的な輸送等への対応の視点を踏まえた整備を推進します。

単位：延長 km 面積 ha

開 設 拡 張 別	種 類	(区分)	位置 (地域)	路線名	残延長	利用区域 面積	前半5カ 年の計画 箇所	備考	
開 設	自動車道	林業専用道	長浜地域	山室名越	0. 1	4 6			
				春日日光寺	0. 2	4 5			
				石田鳥羽上	0. 2	6 5			
			浅井地域	浅井木之本	0. 4	6 1 6			
				黒内	2. 0	6 2			
				白谷	1. 0	1 3 0			
				アセビ郷野西山	2. 0				
				大吉寺	0. 9	1 4 5	○		
				木之本地域	横山岳	0. 6	5 9 7	○	
					浅井木之本	0. 1	6 1 7		
			落谷		0. 1	3 4 8			
			下町		0. 1	1 5 0			
			西谷		1. 3	3 1			
			サソラ		1. 0	3 1			
			渋谷		0. 1	5 3			
			下使熊		0. 1	8 7			
			余呉地域	横山岳	4. 0	6 2 8	○		
			西浅井地域	小山山田	0. 3	1 8 6			
				沓掛	0. 6	1 3 5			
				蛇ヶ谷	0. 3	4 5			
				奥出	0. 4	1 0 3			
拡 張	自動車道 (改良)	長浜地域	垣籠堀部	0. 3	3 5				
			後鳥羽	0. 2	3 6				

拡 張	自動車道 (改良)	林業専用道	浅井地域	鳥越	1 1 . 0	3, 0 6 4	○	
				アセビ八島	1 . 2	1 8 8		
			虎姫地域	虎御前	0 . 4	3 7		
			木之本地域	虫丸	0 . 5	3 0		
				網谷	0 . 2	2 5 4		
				横谷オゲツラ	0 . 2	6 7		
				支線日の裏	0 . 2	2 1 1		
				日の裏	0 . 1	6 0 4		
				落谷	0 . 2	3 4 8		
				向山	0 . 1	3 9 2		
				下町	0 . 1	1 5 0		
				込谷	0 . 3	7 6		
				横山岳	2 . 5	5 9 7		
				音羽谷	0 . 2	1 5 5		
				北谷	0 . 4	5 8 5		
				南谷	0 . 2	1 3 9		
			余呉地域	横山岳	1 . 3	6 2 8		
				池原文室	1 . 0	2 4 0		
				東野中之郷	0 . 5	2 4 8		
				池原	1 . 2	1 4 7		
			西浅井地域	深坂	0 . 6	1 7 0		
	自動車道 (舗装)		浅井地域	アセビ八島	1 . 5	1 8 8		
			木之本地域	虫丸	1 . 7	3 0		
				網谷	3 . 1	2 5 4		
				横谷オゲツラ	1 . 1	6 7		
				落谷	2 . 1	3 4 8		
				下町	0 . 8	1 5 0		
				日の裏	1 . 5	6 0 4		
				向山	2 . 8	3 9 2		
				込谷	0 . 8	9 7		
				音羽谷	1 . 0	1 5 5		
				横山岳	2 . 9	5 9 7		
			余呉地域	横山岳	0 . 5	6 2 8		
				七々頭ヶ岳	1 . 6	5 1		
				池原文室	3 . 4	2 4 0		
				池原	1 . 9	1 4 7		
				東野中之郷	6 . 0	2 4 8		
			西浅井地域	深坂	0 . 6	1 7 0	○	

■ 第4 森林整備に関する事項

③ 森林作業道の整備に関する留意事項

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、丈夫で簡易な規格・構造を整備する必要性から森林作業道作設指針（令和5年3月31日付け4林整整第923号林野庁長官通知）を基本とし滋賀県森林作業道作設指針に則り開設することとします。

④ 基幹路網の維持管理について

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適正に管理することとします。

7 委託を受けて行う森林の施業または経営の実施、その他森林施業の合理化に関する事項

(1) 森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大に関する方針

本市の森林は、所有規模の零細な所有者が多く、また、不在村所有者の森林の施業が進まないことから、集約施業化に必要な情報提供や助言あつせん等、地域における集落会議の開催等による合意形成や普及啓発を推進し、森林組合・林業事業体への長期の森林経営の委託を進めるとともに、自力による適正な管理が困難な森林所有者に対する林業経営の委託への転換をめざします。

その際には、不在村者や自力による適正な管理が困難な森林所有者を含めるとともに、長期の森林経営計画等が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及や定着を促進します。

また、森林の施業と保護の持続的な実施および集約化した森林施業や効率的な路網整備のための森林経営計画による施業の確実な実施を促進します。

併せて、今後の森林の適切な整備および保全を推進するための条件整備として、境界の明確化など森林管理の適正化を図ることとします。

(2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

本市は、森林の経営管理（自然的経済的社会的諸条件に応じた適切な経営または管理を持続的に行うことをいう。以下に同じ）を森林所有者自らが実行できず、当該森林の経営管理権を集積することが必要かつ適当であると認めた場合、本市が経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に再委託するとともに、再委託できない森林および再委託に至るまでの間の森林については本市自ら経営管理を実施する森林経営管理制度の活用に関する方針を定めます。

(3) 林業に従事する者の養成および確保に関する方針

本市は、滋賀県が実施する林業に従事する者の育成および確保を行うための事業に協力、連携するとともに、地域の林業の担い手と成り得る林家に対する知識や技術習得を推進します。

8 森林施業の共同化の促進に関する事項

(1) 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林の施業と保護の持続的な実施および集約化した森林施業や効率的な路網整備のための森林経営計画による施業の確実な実施を促進するものとします。

(2) 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐、森林作業道の整備、境界の明確化などの共同化を重点的に実施します。その推進に当たっては森林組合と連携し、不在村森林所有者への働きかけを行うものとします。

(3) 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- ア 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という）全員により年次別の実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととし、施業は可能な限り共同で、または森林組合等森林事業体へ共同委託により実施することとします。
- イ 作業路網その他の施設の維持管理は共同作成者の共同により実施することとします。
- ウ 共同作成者の一部の者が施業等の共同化につき遵守しないことにより、他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすることとします。

9 森林の保護に関する事項

(1) 鳥獣害防止森林区域および当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域および当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、区域の対象とする野生鳥獣はニホンジカを基本とし、次の①および②のとおり計画事項を定めます。

① 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」（平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知）に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林および被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータ等に基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を次のとおり定めます。

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（h a）
ニホンジカ	鳥獣害防止森林区域図のとおり	33,993

② 鳥獣害の防止の方法

森林の適格な更新および造林木の確実な育成を図ることを目的に、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、特に人工植栽が予定されている森林を中心に、次のアまたはイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独でまたは組み合わせて推進します。

その際、関係行政機関等と連携した対策を推進することとし、鳥獣害保護管理施策や農業被害対策等との連携・調整に努めます。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置または維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、忌避剤の散布、現地調査等による森林のモニタリングの実施を推進します。

イ 捕獲

「湖北地域鳥獣被害防止計画」に基づき、対象鳥獣の別に捕獲を推進します。

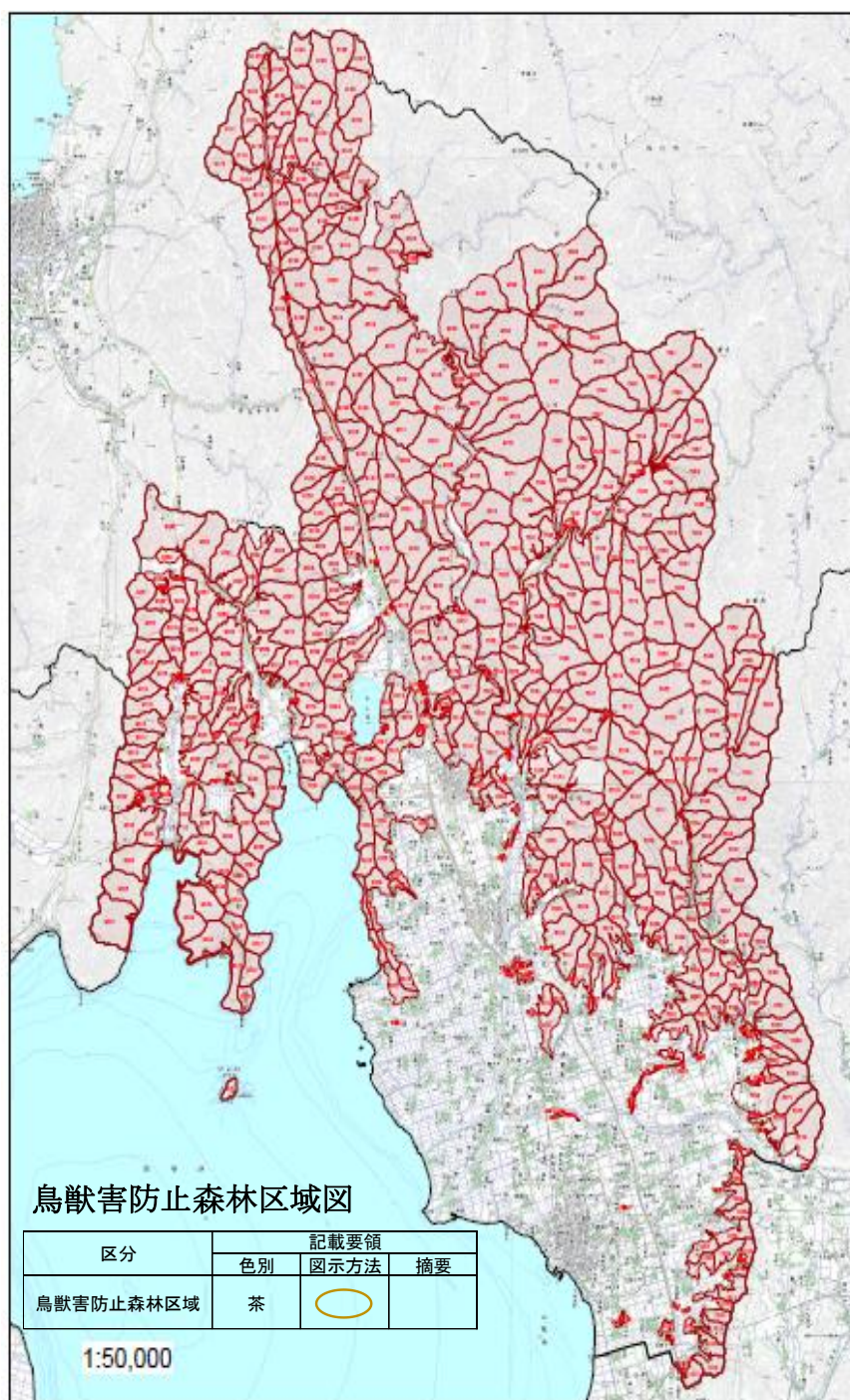
③ その他必要な事項

近年ニホンジカの生息数の増加および生息区域の拡大により、森林・林業被害のみならず下層植生の食害による土砂流出の危険性の増大、森林更新の阻害、生物多様性の低下等大きな影響が出ており、捕獲の推進と併せて森林土壌対策や希少種保護等の森林保全対策を推進します。

■ 第4 森林整備に関する事項

また、野生鳥獣との共存に配慮し、生物多様性が保全されるような多様な森林の整備、野生鳥獣との地域住民との棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進します。

なお、上記（１）のほか、鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法の方針等について、必要に応じて、植栽木の保護措置実施箇所への調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業体や森林所有者等からの情報収集等に努め、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図ります。



（２）森林病虫害等の被害対策の方法

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見および早期駆除に努めることとします。

特に松くい虫による被害については、防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況に応じ、被害跡地の復旧および抵抗性を有するマツまたは他の樹種への計画的な転換の推進を図ることとします。

なお、抵抗性を有するマツへの転換にあたっては、気候・土壌等の自然条件に適合したものを導入することとします。

また、カシノナガキクイムシによるナラ枯れ被害についても、被害監視から防除実施までの地域の体制づくり、新たな技術の導入も含めた適切な防除を推進するとともに、関係団体とも連携して里山等における広葉樹林の整備を通じた被害の未然防止や被害跡地の復旧を図ることとします。

（３）鳥獣害対策の方法（９（１）に掲げる事項を除く）

９（１）②において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害および鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向けて滋賀県第１種特定鳥獣保護計画、滋賀県第２種特定鳥獣管理計画、湖北地域鳥獣被害防止計画とも整合を図り、森林被害のモニタリング等を実施し、その結果を踏まえて、森林組合、森林所有者および関係団体が連携し加害個体の捕獲と合わせて、防護柵の設置やテープ巻等の防護対策を併用していくことで効果的に推進します。

また、緩衝帯の整備等を推進する等野生鳥獣の「生息環境管理」と前述の「捕獲」、「被害防除」とを合わせた３つの総合的な対策を実施します。

（４）林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、必要な路網の整備を図りつつ、空気が乾燥している時期を中心に、山林内でのたき火、タバコに注意をするよう山火事予防の普及啓発を進めます。

（５）森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れの許可要件や防火帯の設置、火入れの方法等必要な事項については、「長浜市森林火入れに関する条例」および「長浜市森林火入れに関する条例施行規則」に基づき、森林における火災等の防止に努めることとします。

（６）その他必要な事項

風雪害等による折損被害等の防除のため、必要な時期に間伐を行い、手遅れとならないよう適正な形状比の森林を育成します。

また、間伐等の遅れにより形状比が高くなりすぎた森林では、強度の間伐を控えて弱度の間伐を繰り返すこととします。

■ 第4 森林整備に関する事項

10 その他森林整備の方法に関し必要な事項

(1) 森林経営計画の作成に関する事項

- ①路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採および木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められる区域

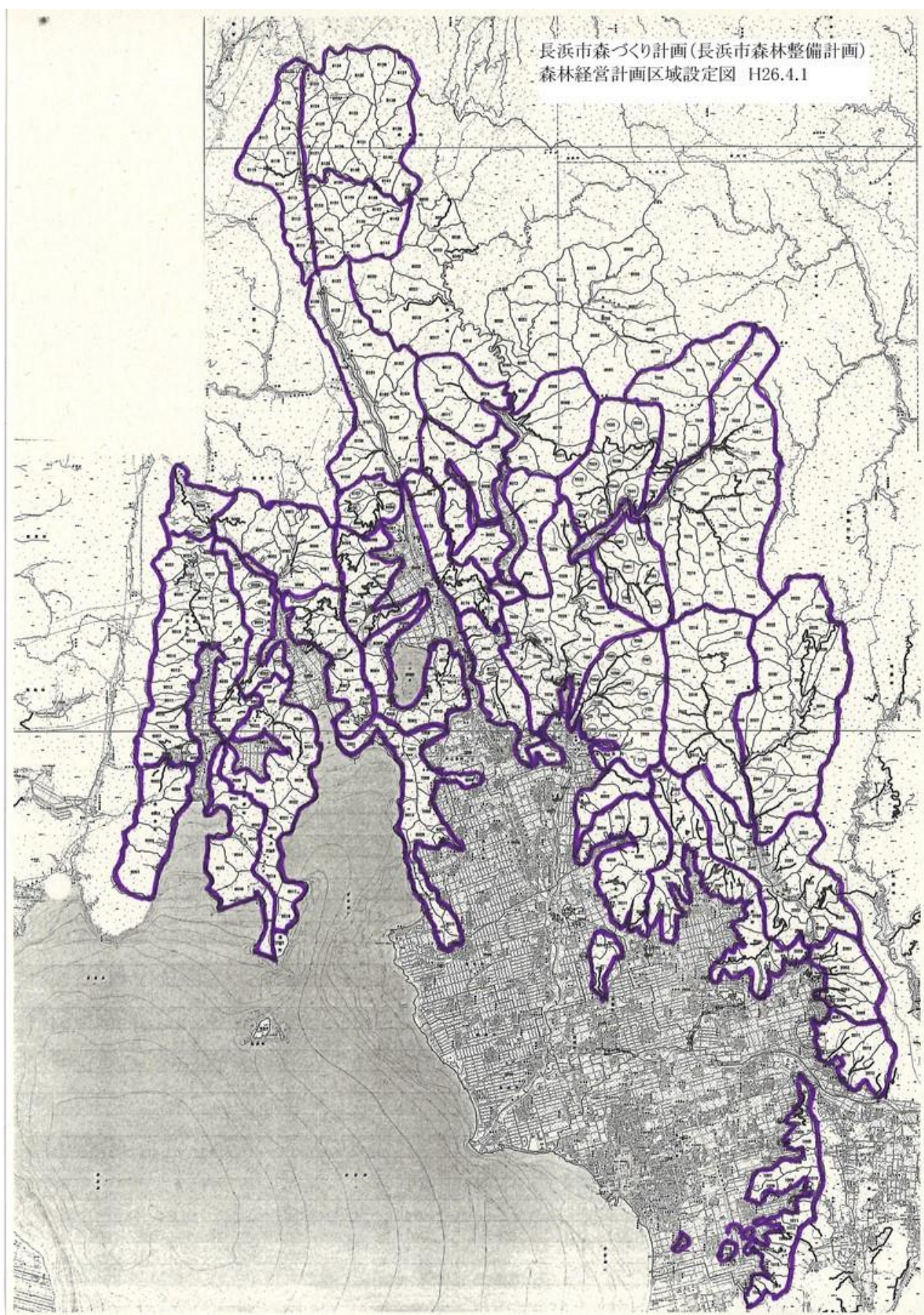
森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域について、次のとおり定めます。

区域名	林班																			区域面積	林班数
長浜	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	686.61	19
浅井1	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056			916.43	17
浅井2	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025				1388.74	16
浅井3	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	1897.21	23
	2045	2046	2047	2048																	
浅井4	2057	2058	2059	2060	2061	2062	2063	2064	2065	2066										552.54	10
浅井5	2067	2068	2069	2070	2071	2072	2073													406.31	7
浅井6	2074	2075	2076	2077	2078	2079	2080	2081	2082	2083	2084	2085	2086	2087	2088	2089	2090	2091	2092	999.61	19
虎姫湖北	4001	5003	5004	5005	5006	5007	5008	5009	5010	5011	5012	5013	5014	5015	5016					833.91	15
高月1	6001	6002	6003	6004	6005															353.49	5
湖北高月木之本	5001	6006	6007	6008	6009	6010	6011	6012	6013	6014	6015	7001	7002	7003	7004	7005	7006	7007	7008	756.16	19
木之本1	7042	7043	7044	7045	7046	7047	7048	7049	7050	7051										908.48	10
木之本2	7052	7053	7054	7055	7056	7057	7058	7059	7060	7061	7062	7063	7064	7065	7066	7067	7068	7069	7070	2243.39	27
	7071	7072	7073	7074	7075	7076	7077	7078													
木之本3	7031	7032	7033	7034	7035	7036	7037	7038	7039	7040	7041	7079	7080	7081	7082	7083	7084	7085		1388.76	18
木之本4	7016	7017	7018	7019	7020	7021	7022	7023	7024	7025	7026	7027	7028	7029	7030	7086	7087	7088	7089	1367.46	22
	7090	7091	7092																		
木之本5	7093	7094	7095	7096	7097	7098	7099	7100	7101	7102	7103	7104	7105	7106						833.22	14
木之本余呉	7011	7012	7013	7014	7015	8176	8177	8178												436.6	8
余呉木之本	7009	7010	8078	8079	8080	8081	8082	8083	8084	8085	8086									598	11
余呉1	8098	8099	8100	8101	8102	8168	8169	8170	8171	8172	8173	8174	8175							751.33	13
余呉2	8087	8088	8089	8090	8091	8092	8093	8094	8095	8096	8097									597.27	11
余呉3	8103	8104	8105	8106	8107	8108	8109	8157	8158	8159	8160	8161	8162	8163	8164	8165	8166	8167		1340.04	18
余呉4	8110	8111	8112	8113	8114	8115	8116	8117	8118	8119	8120	8121	8122							707.22	13
余呉5	8123	8124	8125	8126	8127	8128	8129	8130	8131	8132	8133	8134	8135	8136	8137	8138	8139	8140	8141	1365.32	20
	8142																				
余呉6	8143	8144	8145	8146	8147	8148	8149	8150	8151	8152	8153	8154	8155	8156						691	14
余呉7	8001	8002	8003	8004	8005	8006	8007	8008	8009	8073	8074	8075	8076	8077						1436.87	14
余呉8	8010	8011	8012	8013	8014	8068	8069	8070	8071	8072										1273.71	10
西浅井1	9069	9070	9071	9072	9073	9074	9075	9076												566.81	8
西浅井2	9060	9061	9062	9063	9064	9065	9066	9067	9068											767.3	9
西浅井3	9051	9052	9053	9054	9055	9056	9057	9058	9059											709.66	9
西浅井4	9001	9002	9003	9004	9005	9008	9040	9041	9042	9043	9044	9045	9046	9047						1155.88	14
西浅井5	9006	9007	9009	9010	9011	9012	9013	9014	9015	9016	9017	9018	9019	9020	9021	9022	9023	9024	9025	1476.56	26
	9026	9027	9028	9029	9030	9031	9032														
西浅井高月	6016	6017	6018	6019	6020	6021	6022	9033	9034	9035	9036	9037	9038	9039	9048	9049	9050			993.66	17

②その他

森林経営計画を作成するにあたり、次に掲げる事項について適切に計画に盛り込むことを定めるものとします。

- ①植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽
- ②公益的機能別施業森林の施業方法
- ③森林の施業または経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
- ④森林病虫害の駆除または予防その他森林の保護に関する事項



■ 第4 森林整備に関する事項

(2) 森林の総合利用の推進に関する事項

森林総合利用施設の整備状況について以下に示します。

施設の種類	現状		備考
	位置	規模	
高山キャンプ場	高山町	森林体験交流センター1棟 バンガロー8棟 林間キャンプ場18区画 オートキャンプ場17区画ほか 14,200m ²	
ウッディパル余呉	余呉町中之郷	森林文化交流センター1棟 バンガロー11棟 屋内遊技場1棟 スポーツリクリエーション施設一式 71,986m ²	
大見いこいの広場	木之本町大見	センターハウス 1棟 オートキャンプ場30区画 コテージ10棟	
横山生活環境保全林	名越町	60ha	
小谷山西池周辺 生活環境保全林	湖北町伊部	413ha	
余呉生活環境保全林	余呉町中之郷	66ha	
田上山生活環境保全林	木之本町木之本・黒田	66ha	
西野生活環境保全林	高月町西野	78ha	
西浅井生活環境保全林	西浅井町沓掛	18ha	
滝谷生活環境保全林	高山町	34ha	
山門生活環境保全林	西浅井町山門	4ha	
唐川生活環境保全林	高月町唐川	9ha	
大吉寺生活環境保全林	野瀬町	18ha	
杉野生活環境保全林	木之本町杉野	17ha	
山門水源の森	西浅井町山門	64ha	
コープの森(琵琶湖森林づくりパートナー協定地)	余呉町中之郷	72ha	
とらっくんの森(琵琶湖森林づくりパートナー協定地)	岡谷町	18.1ha	

(3) 琵琶湖森林づくり事業に関する事項

琵琶湖森林づくり事業にかかる協定に基づいた適正な管理を推進する。

■ 第4 森林整備に関する事項

(4) 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当なし

長浜市の森林・林業の現状

(1) 森林面積

本市の森林面積は、本市の面積の約55%を占めており、県内で、最も森林面積の大きい市です。

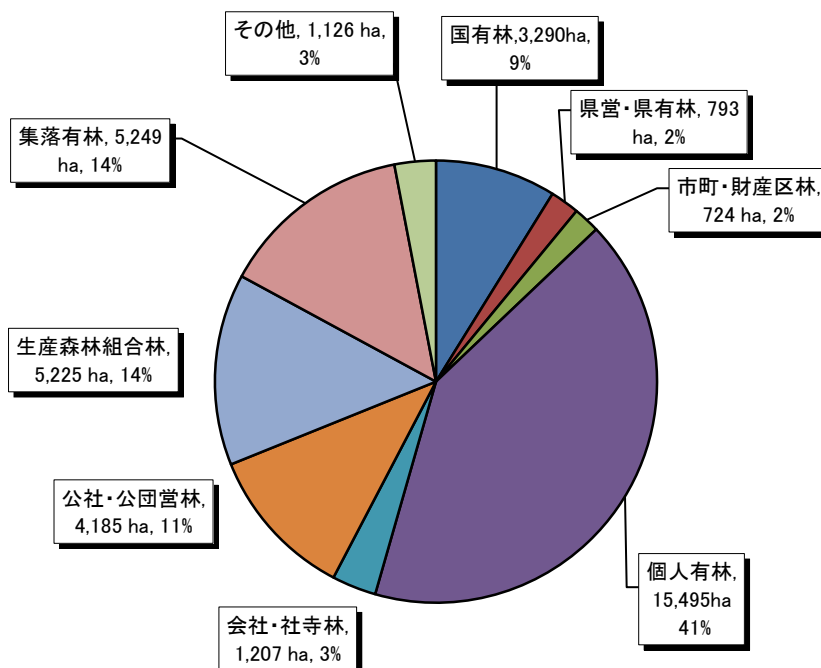
〔長浜市の森林面積〕

	区域面積 (ha)	森林面積 (ha)	林野率 (%)
長浜市	68,102	37,294	54.8

(2) 森林の所有形態

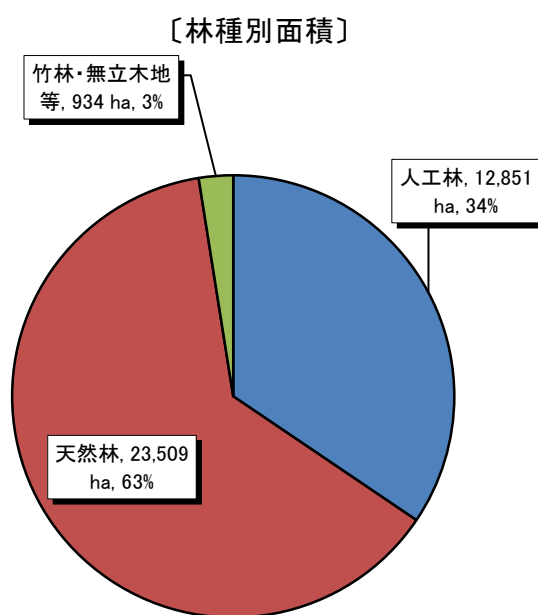
民有林の占める割合が多く、その中でも個人が所有する森林が41%と、一番多くなっています。

〔所有形態別森林面積〕



(3) 森林の人工林率

本市の人工林の割合は34%で、滋賀県全体の人工林率（43.5%）よりも小さくなっています。また、天然林の割合は、63%で多くの広葉樹林があります。



(4) 民有林の状況

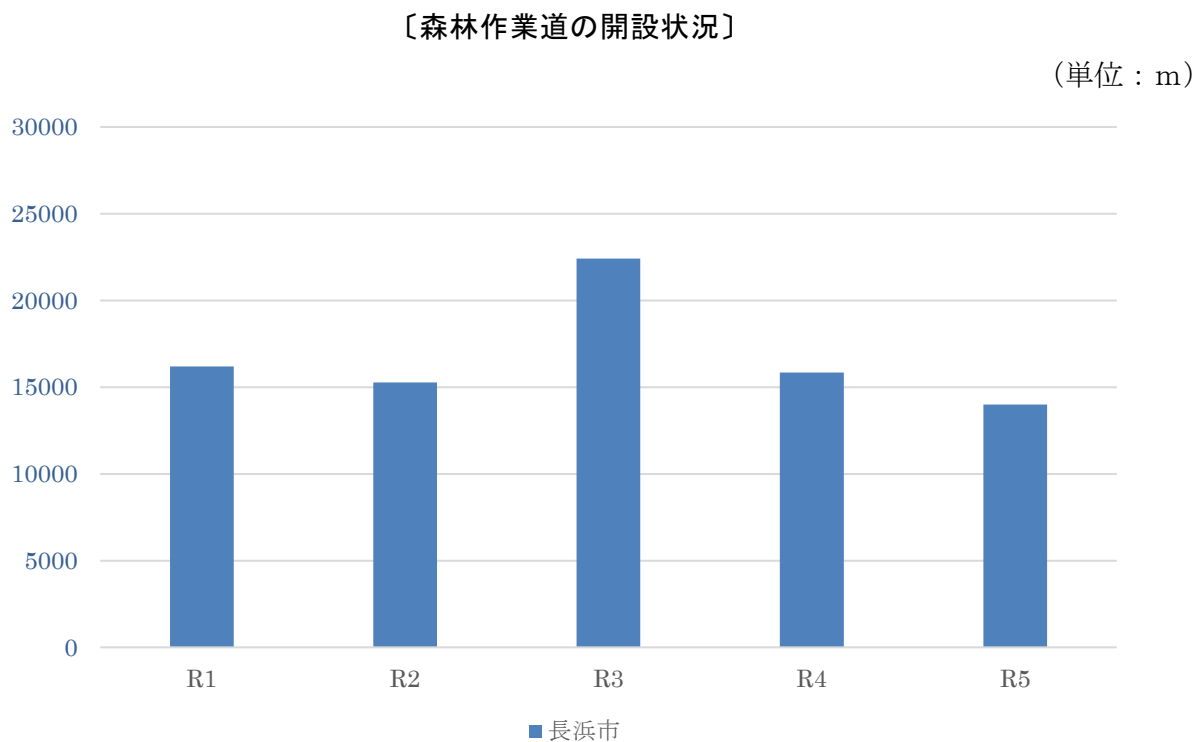
民有林における人工林率は37%です。

〔長浜市の民有林森林面積（林種ごと）〕

	民有林面積 (ha)	民有林人工林 面積(ha)	民有林天然林 面積(ha)	民有林竹林 等面積(ha)	民有林人工林 率 (%)
長浜市	34,004	12,517	20,626	861	37%

(5) 森林作業道の開設状況

本市の作業道開設実績（5年間）は83,730mです。



資料：令和5年度滋賀県森林・林業統計要覧より

■ 参考資料

(6) 森林・林業団体の活動状況

1. 林業研究グループ（主に森林所有者が組織する団体）

	団体名	活動場所
1	北近江林友会	浅井地域
2	伊香林業研究グループ	木之本地域・余呉町・西浅井町

2. 森林づくり団体（森林・山村多面的機能発揮対策交付金の活用団体）

	団体名	活動場所・所在地	採 択 年 度
1	伊部ひばり山活用グループ	湖北町伊部	H 2 5
2	小谷丁野町里山づくり委員会	小谷丁野町	
3	伊香具山友会	木之本町飯浦	
4	山門水源の森を次の世代に引き継ぐ会	西浅井町山門	
5	唐川湧出山を守る会	高月町唐川	
6	ほっこりおせんどさん山里の会	小谷上山田町	
7	名越町保全林管理委員会活動組織	名越町	
8	八条の環境を守る会	八条町	H 2 6
9	浅井湯田地域づくり協議会	内保町	
10	八島里山づくり委員会	八島町	
11	谷口杉を守る会	谷口町	
12	西野の森保全の会	高月町西野	
13	保延寺森づくり会	高月町保延寺	
14	西山里守の会	木之本町西山	
15	くろだ大澤里山を守る会	木之本町黒田	
16	野坂里山まもり隊	西浅井町野坂	
17	布勢町里山整備活動組織	布勢町	
18	観音山保全の会	高月町重則	
19	雨森竹の会	高月町雨森	
20	木之本入会林整備組合	木之本町木之本	
21	古保利小学校林整備委員会	高月町西野	
22	上草野野獣害対策協議会	野瀬町	H 2 8
23	菅並の森林を整備する会	余呉町菅並	
24	横山はらっぱ倶楽部	布勢町	H 2 9
25	いしみち里山保全グループ	木之本町石道	H 3 0
26	湖北の森の整備の会	加田町	R 4

■ 参考資料

(長浜市森林多面的機能推進事業の活用団体：上記交付金活用団体を除く)

	団体名	活動場所・所在地	採 択 年 度
1	杉野山の会	木之本町杉野	H 2 6
2	高時川源流の森と文化を継承する会	余呉町	
3	塩津小学校 P T A	西浅井町塩津中	H 2 7
4	垣籠町自治会	垣籠町	
5	小谷上山田町自治会	小谷上山田町	
6	余東岡	西浅井町余	
7	Enjoy ごき楽	余呉町中河内	H 2 8
8	小谷郡上郷里山保全隊	小谷郡上町	
9	小谷城址保勝会	小谷伊部町	H 2 9
10	乗倉町自治会	乗倉町	
11	音羽自治会	木之本町音羽	H 3 0
12	大見振興会炭焼グループ	木之本町大見	
13	楓の会	西浅井町山田	
14	大澤里山を守る会	木之本町黒田	R 2
15	虎御前山保全顕彰会	三川町	
16	下丹生自治会	余呉町下丹生	
17	大音自治会里山保全委員会	木之本町大音	
18	VIVA 湖北	余呉町東野	
19	山門自治会	西浅井町山門	R 3
20	滋賀・菅浦 茶とみかん	西浅井町菅浦	
21	中河内の未来を考える会	余呉町中河内	
22	Stay Forest	大門町	
23	熊岡神社	常喜町	R 4
24	こまざらいの会	垣籠町	
25	MORITOWA	木之本町音羽	R 5
26	唐川自治会	高月町唐川	
27	大見実行組合里山保全グループ	木之本町大見	

〔市民が気軽に親しめる森林および体験施設〕



◆ 用語解説

五 十 音 順

．．． ア行 ．．．

○ICT（あいしーていー）

Information and Communication Technology の略。日本語では一般に「情報通信技術」と訳される。林業分野では、航空レーザ計測による詳細な森林情報（立木、地形情報）の把握、クラウドによる資源生産及び需要情報の共有など、ICTを活用したスマート林業の取組が実践されている。

○育成林（いくせいりん）

人為によって保育等の管理がされた森林をいう。育成単層林、育成複層林等がある。

○A材（えーざい）

明確な定義や基準はないが、木造住宅の柱等に利用される直通な原木がA材と言われる。

○NPO（えぬぴーおー）

公益的な活動をしている民間非営利組織。

「non-profit-organization」の略称で、環境保全、地域おこし等様々な分野で活動する団体が含まれる。

○エリートツリー

各地の山で選抜された精英樹（第1世代）の中でも、特に優れたものを交配した苗木の中から選ばれた、第2世代以降の精英樹の総称です。主に成長性が改良されており、特に初期成長の早さが特徴です。

．．． カ行 ．．．

○皆伐（かいばつ）

主伐の一種で、林木を一時に全部または大部分伐採すること。伐採および跡地の造林の技術が簡単である反面、多面的機能の確保に注意する必要がある。

○カーボンニュートラル

温室効果ガスの排出量を吸収や除去することで実質的にゼロにすること。

○下層植生（かそうしょくせい）

森林において、上木に対する下木（低木）、および草本類からなる植物集団のまとまりのこと。

○間伐（かんばつ）

成長して混み合った立木の一部を抜き伐りすること。立木の利用価値の向上と森林の有する諸機能の維持増進を図るための伐採をいう。間伐した材を間伐材という。

○グリーン成長

経済的な成長を実現しながら私たちの暮らしを支えている自然資源と自然環境の恵みを受け続けること。

○高性能林業機械（こうせいのうりんぎょうきかい）

従来のチェンソーや集材機等に比べ、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能を持つ林業機械。主な高性能林業機械は、フェラーバンチャー、スキッダ、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワヤーダ、スイングヤーダ。

○航空レーザー測量（こうくうれーざーそくりょう）

航空機に搭載したレーザ測距装置を使用して地表を水平方向の座標、高さの三次元で計測する方法。森林・林業分野では、森林資源や地形、境界情報などをデジタル化し整備、管理することに用いられている。

○合板（ごうばん）

自原木から薄くむいた単板の繊維方向（木目の方向）を1枚ごとに交差させ、奇数枚数を接着剤で接着、構成した板。

○個体数調整（こたいすうちょうせい）

野生鳥獣の個体数や分布域、生息密度、群れの構造などを管理して、地域個体群の安定的な維持や被害の低減を図る対策です。個体群管理の一環として行われ、ねぐらやコロニの位置や箇所数を調整することで、被害の軽減や地域全体の管理を容易にします。

○県産材（けんさんざい）

自県の森林から産出された木材。

．．． サ行 ．．．

○作業道・作業路（さぎょうどう・さぎょうろ）

林道等から分岐し、立木の伐採、搬出、造林等の林内作業を行うために作設される簡易な構造の道路。作業道は主に四輪自動車等が、作業路は主に高性能林業機械等の林業用機械が通行可能な簡易な施設をいう。

○里山（里山林）（さとやま（りん））

人里近くに広がり、古くから、薪にするための木を伐り出したり、水田や畑の肥料とするための下草・落ち葉を取るために頻りに手が入られる等、人々の生活と深い関わり合いをもっていた森林。生活様式の変化に伴って、放置による植生の遷移や竹の急激な侵入によって生態系の変化が問題になっている。

○山地災害危険地区（さんちさいがいきけんちく）

山崩れ、地すべり、土石流が発生した場合、人家や公共施設に被害が及ぶ恐れが高い地区について調査し、地形や地質などからその危険度が一定以上と判断された地区。

○C材（しーざい）

明確な定義や基準はないが、主にチップに利用される枝条・曲がり材がC材と言われる。

○資源の循環利用（しげんのじゅんかんりよう）

森林・林業、木材産業の分野においては、木材利用と森林整備を推進することで、「大気→森林→木材（リサイクル、多段階利用により繰り返し利用）→大気」という炭素の循環を不断に機能させながら環境への負荷を最小化していく取組をいう。

○自伐型林業（じばつがたりんぎょう）

一般的には森林所有者や地域の住民が、所有や管理する山林を自ら整備や伐採等を行う林業を指して使われることが多い言葉であるが、本市では、木材の伐採・利用に限らず、特用林産物等の生産など森林や山村に存在する資源を有効に活用して、副業や兼業で収入を得ることも含め、森林環境に配慮し持続可能な森林経営を行う取組全体を指す言葉として使用している。

○自伐林家（じばつりんか）

一般的には自ら所有（管理）する山林を整備する林家を指して使われる言葉。本市においては、森林や山村に存在する資源を有効に活用して、副業や兼業で収入を得る自伐型林業に取り組む人も含める。

○集成材（しゅうせいざい）

ひき板、小角材等の部材（集成材の1つの層を構成する板でラミナという）を繊維方向（木目方向）を平行にして、長さ、幅、厚さの方向に集成接着した通直またはわん曲した形状の材をいう。

○主伐（しゅばつ）

収穫のために樹木を伐採すること。

○除伐（じょばつ）

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を切り払う作業、一般に、下刈りを終了してから植栽木の枝葉が茂り互いに接し合う状態になるまでの間、数回行われる。

○針広混交林（しんこうこんこうりん）

針葉樹と広葉樹が混じって生育する森林。

○人工造林（じんこうぞうりん）

苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等による人為的な森林づくりの方法。

○人工林（じんこうりん）

人工造林によって造成された森林。

○薪炭林（しんたんりん）

薪および木炭の原材料となる木材の生産を目的とする森林。

○森林環境学習「やまのこ」事業（しんりんかんきょうがくしゅう「やまのこ」じぎょう）

森林をはじめとする環境に理解を深めるとともに、人と豊かに関わる力を育むため、学校教育の一環として、滋賀県内の小学校・義務教育学校4年生を対象に、森林体験交流施設やその周辺の森林を使った体験型の学習を展開する事業。

○森林組合（しんりんくみあい）

森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養および森林生産力の増進を図ることを目的として森林組合法に基づき設立された森林所有者の協同組合。

○森林計画（制度）（しんりんけいかくせいど）

長期的視点に立って、森林資源の保続培養と森林生産力の増大を図りながら、森林の多面的機能が発揮されるよう森林の施業を計画的かつ合理的に行うための制度。森林法等関係法律に基づいて全国の森林について「全国森林計画」が樹立され、民有林については滋賀県が樹立する「地域森林計画」のほか、市町村が樹立する「市町村森林整備計画」、森林所有者等が樹立する「森林経営計画」の制度がある。

○森林経営計画（しんりんけいえいけいかく）

森林所有者または森林の経営の委託を受けた者が、自らが森林の経営を行う一体的なまとまりのある森林を対象として、森林の施業および保護について作成する5年を1期とする計画。

○森林作業道（しんりんさぎょうどう）

道路幅が2～3m程度で主として林業機械の通行が可能な道。

○森林資源（しんりんしげん）

天然資源の1つで、木材や樹木の枝葉、竹、きのこ等の物質だけでなく、森林空間も含めたもの。

森林は、地下資源のように絶対量のある採掘資源ではなく、造成による再生産可能な資源。

○森林施業（しんりんせぎょう）

森林を造成、維持するための造林、保育、間伐、伐採等の一連の森林に対する行為であり、適切に組み合わせ、目的に応じた森林の取り扱いをすること。

○森林ボランティア

森林所有者に代わり、維持管理できなくなった森林の下草刈りや間伐等を行うボランティア。

○水源涵養機能（すいげんかんようきのう）

森林に降った雨水を樹冠や下層植生で受け止めながら土壌に蓄え、徐々に地中深く浸透させて地下水として涵養するとともに、時間をかけて河川に流出させる機能。

○生活環境保全林（せいかつかんきょうほぜんりん）

治山事業の一環として、荒廃した森林や活力の低下した森林を改良し、花木や実のなる木を植えたり、歩道や利用施設などを整備し、皆さんの保健休養や自然観察の場としてご利用いただくための森林です。

○生物多様性（せいぶつたようせい）

いろいろな場所にさまざまな特徴を持った生物が生息・生育している状態を指す言葉。一般に「生態系の多様性」「種の多様性（種間の多様性）」「遺伝子の多様性（種内の多様性）」の3つの階層で認識されている。

○施業の集約化（せぎょうのしゅうやくか）

林業事業体等が隣接する複数の森林所有者から路網の作設や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。

○造林公社（ぞうりんこうしゃ）

森林所有者が森林整備を自ら行うことが困難な地域等において、収穫時に収益を分け合う分収林方式により整備することを目的として設置された法人で、滋賀県には一般社団法人滋賀県造林公社がある。

．．． タ行 ．．．

○択伐（たくばつ）

主伐の一種で、林内の樹木の一部を抜き伐りすること。

○単層林（たんそうりん）

一度に植林された（スギ、ヒノキ等の）単純一斉林。

○地球温暖化（ちきゅうおんだんか）

人間活動による二酸化炭素やメタン等の放出量が増大し、大気中の温室効果ガスの濃度が高まることにより起こる現象。

○治山（ちさん）

荒廃山地等の復旧や森林の維持・造成を通して水資源の涵養と土砂流出の防止を進め、国土の保全および水資源の確保を図ること。公共事業として林野庁や都道府県が森林法に基づき治山事業を行っている。

○長伐期林（ちょうばっきりん）

伐採年齢を通常の倍（４０～６０年→８０～１００年）に延ばし、下層植生と表土を安定させる森林。

○天然更新（てんねんこうしん）

主として天然の力によって次の世代の樹木を発生させること。種子が自然に落下、発芽して成長する場合と、木の根株から発芽（ぼう芽）して成長する場合等がある。

○天然生林（てんねんせいりん）

災害や伐採等により消失した後、ほとんど人の手が加わずに自然に再生した森林。

○天然林（てんねんりん）

自然の力によって発芽、成立した森林。発芽後に手入れを行った場合でも天然林という。

．．． ナ行 ．．．

○ナラ枯れ（ならがれ）

カシノナガキクイムシ（カシナガ）が媒介するナラ菌により、ミズナラ等が集団的に枯損する被害のこと。本州の日本海側を中心に発生している。

．．． ハ行 ．．．

○バイオマス

元来、生物学の用語であり「生物量」、「生物体量」、「現存量」と訳される。しかし、バイオマスという用語は１９７０年代を機に生態学的な意味あいをこえ、生物起源の物質からなる食料、資材、あるいは燃料を意味する言葉としてとらえられている。

○搬出間伐（はんしゅつかんぱつ）

間伐材を林内から搬出し、利用する間伐。

○Ｂ材（びーざい）

明確な定義や基準はないが、集成材やベニヤ材等に利用されるやや曲がりのある原木がＢ材と言われる。

○風致保安林（ふうちほあんりん）

名所や旧跡、趣のある景色等を維持・保存するための保安林のこと。

○複層林（ふくそうりん）

数回に分けて植林し、年齢の違う木が育つ森林。

○保安林（ほあんりん）

私たちの暮らしを守るために、特に重要な役割を果たしている森林で、水源涵養・土砂災害・生活環境の保全等特定の目的をもって森林法に基づき指定する森林。

○ぼう芽（ぼうが）

母樹の根元や切り株から発芽することで次の世代の稚樹が育つこと。

．．． マ行 ．．．

○松くい虫（まつくいむし）

森林害虫の一種。アカマツやクロマツ等に寄生してその樹皮下および材部を食害するキクイムシ、ゾウムシ、カミキリムシ等の穿孔性甲虫類の総称。現在、全国的に発生している被害はマツノマダラカミキリによって媒介されるマツノザイセンチュウによるもの。

○緑の少年団（みどりのしょうねんだん）

次代を担う子供たちが、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する心豊かな人間に育っていくことを目的とした団体。

○民有林（みんゆうりん）

国有林以外の森林。県・市町村・財産区等が所有する公有林と、個人・企業・団体等が所有する私有林に区分される。

○木育（もくいく）

子どもから大人までを対象に、木材や木製品とのふれあいと通じて、木への親しみや木の文化への理解を深めて、木材の良さや利用の意義を学ぶための教育活動。

○木質バイオマス（もくしつばいおます）

樹木に由来するバイオマスのこと。樹木の木部、樹皮、葉等で、林地に残された材や製材工場の残材、建築解体材も含む。

．．． ラ行 ．．．

○ラムサール条約（らむさーるじょうやく）

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約のこと。

ラムサール条約湿地を指定するための国際的な基準の一つに、「定期的に2万羽以上の水鳥を支える湿地」という基準がある。琵琶湖はその基準を満たしていることから、1993年、北海道釧路市で開催された「ラムサール条約第5回締約国会議」において認定を受けました。

○リモートセンシング

人工衛星や航空機などの測定器（センサー）を用いて、対象物に触れずにその形や性質を遠隔的に観測する技術。

○林家（りんか）

所有山林または所有山林以外の保有山林が 1ha 以上の世帯をいう。

○林業研究グループ（林研グループ）（りんぎょうけんきゅうぐるーぷ（りんけんぐるーぷ））

林業経営の改善および林業技術の向上を主たる目的として、林業後継者等を中心に組織され、共同で学習・研究活動、共同事業等を行うグループ。

○林業専用道（りんぎょうせんようどう）

幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、間伐作業をはじめとする森林施業の用に供する道を言い、普通自動車（10トン積み程度トラック）や大型ホイールタイプフォワーダの輸送能力の規格・構造を有するものをいう。

○林産物（りんさんぶつ）

森林から産み出されるもので、人間の実生活に役立つものを指します。木材やきのこ類、山菜類、木の実類、木炭、燃料、肥料、飼料、緑化用材料、伝統工芸品などの原材料など、幅広いものが含まれます。

○林道（りんどう）

木材等の林産物を搬出したり、林業経営に必要な資材を運搬するために森林内に開設された道路の総称。一般には、適正な林道の整備を図ることを目的として、林道の構造等の基本的な事項を定めた「林道規程」の基準を満たしている自動車道を指す。

○林班（りんぱん）

森林を尾根筋や河川などの自然地形で大きく区切った区画で、旧市町村ごとに番号が付けられています。林班の中を樹種や植栽年、所有者別に区切った区画は「小班（しょうはん）」と呼ばれます。

○齢級（れいきゅう）

森林の林齢を5カ年でひとくくりにしたもの。

例えば、林齢1～5年生までは1齢級、6～10年までは2齢級となる。

○路網整備（ろもうせいび）

森林施業をスムーズに行えるよう、適切な配置を考えて林道や作業道を開設すること。